

## 造林公社問題検証委員会 第4回会議議事録

日 時：平成21年(2009年)3月30日(月) 13:00-17:05

場 所：滋賀県庁東館7階大会議室

出席委員：北尾委員、阪田委員、進委員

高田委員(副委員長)、辻委員、浜田委員、

真山委員(委員長)、吉田委員

### 1. 開 会

(司会)

時間となりましたので、ただ今から造林公社問題検証委員会の第4回会議を開催させていただきます。

### 2. 滋賀県琵琶湖環境部長挨拶

(琵琶湖環境部長)

委員の皆様方には、年度末でお忙しい方もおありと思いますが、お集まり頂きまして厚くお礼申し上げます。

さて、前回までに年代別に主要な事実経過をご説明させて頂き、それについてご議論、ご検討を頂きました。

本日は、前回までに委員から追加説明のご意見がありましたことについて、補足説明をさせて頂くこととしております。

委員の皆様方には、国の政策、県の政策、造林公社の運営、公社の経営改善の取組みという観点から、事実を明らかにして頂きました上で、公社が経営悪化に至った要因は何だったのか、それへの対応は適切だったのかということについてご検証をお願いしているところですが、今回はこれまで頂きましたご意見、論点を踏まえてさらに議論を深めて頂くということになっております。

公正・公平なお立場から忌憚のないご議論を頂きますよう、どうぞよろしく願いいたします。

資料確認

定足数確認・事務局出席者紹介

(司会)

本日のご出席委員は8名全員でございますので、設置要綱に照らして会議は有効に成

立しておりますのでご報告申し上げます。

なお、事務局として次第となっております資料の2ページをご覧頂きたいと思いますが、琵琶湖環境部長以下、関係職員が出席しております。また造林公社からも副理事長以下関係職員に出席を求めていますのでご報告を申し上げます。

なお本日は、滋賀県議会に設置されております造林公社問題対策特別委員会が県内行政調査として当検証委員会の状況を調査されるということですのでお知らせをいたします。

#### 傍聴者注意事項

(司会)

傍聴の皆様をお願いいたします。

傍聴の方は、発言はできません。また写真撮影、録画録音等もできません。議題によっては、途中で非公開と決定される場合があります。その場合は、途中で退席をお願いすることがありますのでご了承願います。その他、会議の進行上、委員長あるいは係員の指示があった場合は従って頂くようお願いを申し上げます。詳細につきましてはお手元の「傍聴について」をご覧頂きたいと思います。

どうか会議の進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、報道関係の皆様にも撮影は情景程度として頂くようお願いを申し上げます。

### 3. 議 事

#### (1) 造林公社問題に関する主要な事実経過について(補足説明)

(委員長)

それでは、造林公社問題検証委員会の第4回会議を開催させて頂きたいと思います。本日は年度末のお忙しいところお集まり頂き、ご苦勞様です。本日は午後5時までの4時間を予定しておりますが、最後までよろしくお願いいたします。

では、次第に従い、1番にありますように「造林公社問題に関する主要な事実経過について(補足説明)」ということで、これまで委員の皆さんからお出し頂いております疑問点あるいは不明確な部分、いわば宿題みたいな部分につきまして、事務局の方から補足説明を用意して頂きましたので、まず説明をお願いします。

(事務局)

(資料「別冊1」に基づいて説明)

(委員長)

これまでの会議で、委員の皆さんからご質問があったこと、あるいは資料を要求されましたことにつき、今説明があったように4点の回答を頂いたのですが、これにつきましてご質問やご意見がございましたらお願いします。

(委員)

今から思えば、という観が強いのですが、経営判断をする1つの有力な手法としての「林業利回り」を使うべきだった。当時はほとんどそういう意識はしていなかったという事実はあるかと思うのですが。

林業というものに対してお金を持っている人がどのように投資するかですが、資産運営にとって安全だからという考え方があったはずなのです。財産三分割とよくいわれたように、現金で持っておくのと、株で、そして山で持っておく。利回りが少なくても林業は安全だから投資しておこう、ということで明治以降の農山村の有産者はやって来ていたと思うのです。

なお、造林そのものは、いろんな経緯、いろんな形で進展して来ました。例えば、地域でまだそれほど労働市場が開けていなくて働き場所がない、しかし化学肥料や農業機械が普及してきて牛を飼ったり山に草刈りに出かけたりする必要がなくなった。農家に遊休の労働時間が発生したわけです。家庭の主婦の方も、水くみや洗濯に時間が取られていたが、水道や洗濯機が普及し出した。これら余った自家労働力で、わずかでも補助金がもらえるのだったら、自分の裏山に木を植えておこう、という気持ちになる。1950年代、1960年代はそのような時代でした。

話は造林投資に戻りますが、従来から一つの目安となっていたのは、一石、ないし1立方メートル当たりの素材を売ればどれくらいの収入があって、それで何人くらいの人夫さんを雇えるかでした。伐った後は再造林しなければならないからです。1立方メートルで15、6人とか、8人くらいとか。1960年頃までは、木材価格は独歩高で推移していました。しかし、外から木材を輸入する国力はそれほどなかった時代です。これが、ある段階からは木材価格がどんどん下がってくる。一方で、人夫さんの賃金が急速に上がり出す。

作って頂いた資料にあると思いますが、今は素材価格で立方メートル当たり1万2千円とか2万円とかの水準です。かつては4、5万円したのが、2分の1、3分の1になってしまった。ところが1日の労賃コストが1千円だったものが1万円になる。このような明確なトレンドの中で、借入れ資金で造林投資をやり続けるのはダメだと、どこかで明白になっていたはずですが、そのチェックをしてこなかった。林業公社に県が債務保証をしているので、結局は県に累積債務がこれだけ残ったということです。

林野庁もかつては林業白書で、内部収益率IRRのデータを掲載していたのですが、IRRが急速にゼロに近づき、やがてIRRどころではなくて収支そのものがマイナスになった。だからある段階から公表もしなくなっていたのではないのでしょうか。

要するに、どこかでチェックを入れておくと、これはまずいということが分かったはずなのですが、収支問題をそんなにシビアに考えてはこなかった。やがて林業は儲かる方に回復する、林業に投資するのは安全である、とずっと明治以来からあった神話から解き放されてはいなかったわけです。

さらに私が言いたいのは、一般的に林業白書に出ている数値よりも、林業公社の収支はもっとシビアだということです。収入は、立木代を土地所有者、地権者の方と経営者が4対6で分けるということになっていますから、その0.6倍の数値です。それから、林業公社の山は奥地で林道からも遠い。材質的にも吉野材や尾鷲材のような素材価

格形成力はなくて、せいぜい並材でしょう。いずれにしても、立木価格は市場価格を前提にして、そこから伐出経費、搬出経費を差し引いた市場からの逆算で決まるわけですから、造林公社の山というのは奥地で、例えば、素材価格がスギ1立方メートル1万2千円とすると、伐出経費に1万円かかると残ったのが2千円となる。それを土地所有者と造林公社が分収しあうわけです。2千円の6掛けで1,200円しかない。それに対してのコストはどうか。林業の場合、生産に40年とか50年とかかかるわけです。時間というコストをどのように考えるのかという厄介な問題も内在しています。

先程事務局から説明がありましたが、内部収益率というのはいろんな時点で発生する収入、たとえば50年先の収入も現在値に割り引いて算定してみる。コストのかけ方もいろんな形でいろんな時点で発生しますから、それらも現在値に割り引く。この収支双方の現在値がイコールになるところの割引率を求めたものです。それが内部収益率です。普通の企業会計の場合だと1年会計を原則にしていますので、そういう時間コストを考えなくてすむわけですが。

もう一つは、造林公社は資金を借入れて運営していますから、その金利は明らかにコストです。だから、地拵えをしたり、苗木を植えたり、保育間伐をしたり、下刈りをしたいというコストに借り入れの金利を入れると、それに見合うリターンが果たして達成できるのかということです。内部収益率うんぬんという以前に、どこかの時点でマイナス収支だったように思われます。

繰り返しになりますが、私が申し上げたような長期的トレンド、立木価格がずっと下がってくるし、それから労賃がぐんぐん上がってきて10倍にもなってくるということがありました。トレンドは明白でしたから、「他から外部資金を借入れて経営をするということがおかしい、無理がある」ということを、経営としてどこかの段階で判断すべきだったのです。

それで、事務局でつくっていただいた資料を見せていただいている、昭和55年頃に木材価格のピークがありますが、それを過ぎた後は収支がマイナスになっていたのではないかと思うのです。この資料の立木価格には、もっと奥地にあるというファクターが入っていないし、それから借入資金の金利という、3.5%であれ、随分金利負担がありますから、それを算入していない。これらのことを考慮に入れると平成元年以前でも、新規造林の投資はできなかったはずで。

しかし、こんなにリスクがあるものに農林漁業金融公庫の責任者は何を考えて融資していたのでしょうか。このような貸し方というのは、一体なんだったのか。

私自身の林業への関心事は、歴史的な発展の仕方でした。地域開発や林業構造改善事業がなされての産業としての発展の動態や、林業経営者なるものがどのように出現するものなのか、林業労働の現場の実態はどうなっているのか、といったことです。儲かるか儲からないかという経営判断次元のことは、私自身それほどの関心事ではなかったということです。それにしても、融資を導入しての造林は、特異な形で歴史的に出現したのです。虚をつかれた感じですね。そして、専門的にシビアにやるべき当事者の立場にあったのが農林漁業金融公庫だったはずで。それがどうしてこのような、という疑問を私はもっています。

(委員長)

今回資料で示して頂きました利回りの計算のグラフと表ですね、今のお話でいきますと、今試算すればこのようになるが、実際はもっと早くゼロになっていたということですね。

(委員)

昭和55年くらいには、むしろ収支がマイナスになっていたのではないのでしょうか。どう考えてもそうだったと思います。

(委員長)

データがなかなか揃わなかったので、今分かるデータを入れて利回り計算をしてグラフ化をすると、収入によりますが、平成のかなりのところまではゼロを維持していたが、実際に条件をもっとシビアに計算していくと、実はもっと厳しかったということですね。

(委員)

これだと、びわ湖造林公社の新植は平成元年に終わっているので、収支がマイナスでない段階で投資を終えているからまあ良いのではないかと、ということも云えるわけです。恣意的な形で資料が作られたとは思いませんが、うまく説明がつく。

一旦植えると、植えた者の責任としてきちんとその後を保育しなければならない。そのためにまた融資を仰ぐ必要があったということになるので、ある程度の赤字経営は許されることになるのかもしれませんが。

ただし、今言っているように、作成していただいた資料には農林漁業金融公庫の金利はコストに入っていないから、入れれば全然違ってきます。それから、林業利回りが何パーセントくらいが目安だったかですが、昭和50年頃でもやはり最低4%から5%程度はないと。今は歴史的に超低金利時代で昔なら考えられないことで、私は昭和48年のオイルショックの直後に家を建てましたが、銀行から9パーセントの利率で借りてローンを組んでいました。

さきほど申しましたように、林業は、利回りは低い及安全であるということでしたが、それでも4%から5%というのが目安になっていて、農林漁業金融公庫の3.5パーセントというのは、そういう時代の低金利ということだったわけです。

その後の話ですが、ぐっと低い低金利の時代が到来しましたが、低金利の融資に借り換えをしようとしても、農林漁業金融公庫はこの間、一括返還に応じてこなかったということがあります。金利3.5%というのは、当時としては低かった時代があり、国庫から利子補給をしながら政策的な制度融資として融資してきたという経緯があったのですが、それが時代を超えて固定化してしまっただけです。どこかで時代的背景とズレにズレておかしいことになってしまったのです。これらの点もどう理解をするかですね。

(委員)

こういう経済意識は、年金も一緒に、5.5%でやってきており、未来永劫に

5.5%で回るという考え方そのものに問題があった。利率は 委員もおっしゃたような水準ですから、年金の利回りなどは回れるわけがないわけです。今はいろいろ問題があります。

こういう部分については、ある意味では金融経済面のバックキャストिंगですが、この発想に無理がある。

いわゆるバックキャストिंगという考え方はそれなりの見識あることですが、実勢経済における金利計算上にバックキャストिंग的な要素を入れると非常に矛盾が生じる。それが露骨に上がっているということですね。

(委員)

我々は、造林公社の問題で議論をしていますが、日本経済と歴史の中に全般的に繋がってくる話です。

(委員長)

今、非常に重要なポイントについてご意見を頂いているわけですが、おそらく次の議題の中で、これまでの論議、論点の整理をしたことにも関わってくることなので、今の話は引き続き次でお願いしたいと思います。

先程、別冊1の資料の中でご説明を頂いた部分について、更に疑問点、追加のご要望などはありますでしょうか。

(委員)

生育度について調べて頂きありがとうございました。

ただ、これは地位指数と樹高で測っているというのは、正直言って生育度を示しているとは思えません。あくまでも地位指数は、本来その土地が持っているものであり、樹高は太かろうが細かろうがその地位指数のランクで決まることですし、いかにちゃんと太っているかということが問題であると思います。それがこれだと、ちょっと分かりかねると思っています。太るかどうかは手入れ次第だと思うので、公社の森林に対して実際にどれくらいの手入れがされていたのかがずっと分からないと思っています。

当初からの県議会の議事録を拝見して思ったのですが、早い段階から手入れ不足というか、労働者が不足しているというのが随分出てきている中で、一体どれくらい手入れをされていたのかということを知りたいと思っています。それは分かるのでしょうか。

(事務局)

保育基準を前に説明をさせて頂きましたが、いつ、何をするかという基準があります。それについて保育していくわけです。

それで、どれくらいの手入れをしていたかというのは、面積単位でどれくらいしたかというのは前にご説明させて頂きました。この年にどれだけ木起こし、除伐、間伐をしたかというのが経費含めて量的に出ています。具体的には、その土地その土地の保育の経過は分かりませんが、一覧にしてお見せするには難しいので、そのように説明いたし

ました。

(委員)

保育がどれだけされたかということだけでもどうでしょうか。実態としてどれくらい生育しているかというのが分かれば有り難いと思います。

(事務局)

先にもお断りを申し上げましたが、本来は太さを含めた森林蓄積みたいなものが分かれば一番良いのですが、データの不足しておりますので、枝班ごとに高さで区分しています。それが比例するかどうかは別ということかもしれませんが。

(造林公社)

先程のお話の中で、作業員数が不足しているから十分な維持管理ができていないというお話がありましたが、新植について、滋賀県公社は昭和40年から、びわ湖公社は48年から、どんどん新植をやっている頃には、もちろん県内の労務数だけでは足りなかったということは以前にお話をさせて頂きました。

いろいろ労務対策を講じまして、一番のピーク時には1,500人を越える方々がやっていました。造林はもちろん、造林をしますと翌年から下刈りとか、北の方では木起こしという作業がどんどんついてきます。保育の量というのは膨大なものになり、2令級あるいは3令級までは面的な部分が多いのですが、それに対しては十分労務対策をしまして、保育をやってきたつもりです。

下刈り、木起こしが終了した後の除伐、間伐、枝打ちですが、このあたりの施業につきましても、毎年の施業ではありません。その時期になりますと、それだけ必要な労務数では無くなったということで、一番ピーク時の1,500人程度だった労務が、新植が終わり、そして下刈り、木起こしなどの初期の保育が終わった段階から段々減っていった。これはあくまで仕事量に合わせて減っていったという状況です。後の除伐、間伐、枝打ちにつきましても、現場の人夫状況を調査し、それに対応した施業となりますので、そういう形で現在まで進めてきたわけです。

奥地の方で、特に最近は経営コストの関係で、本来近いところであればここまで丁寧な施業を行うべきだ、という考え方があっても、やはり経営的な観点からそれに添うような考え方を現在持っております。

おしなべて申しますと、我々としましては、できる限りの保育管理をしているつもりでございます。

樹高の件ですが、私も林業を学んだ一人ですが、地力と申しますのはスギやヒノキの何に表れるかといえますと、樹高だと私は思っております。例えば密度が濃くても、あるいは密度が薄くても、そこで表れる地力は樹高であり、例えば本数が少なければ直径は太りますが、地力がないと太いものも少ないし、樹高も低いです。

地力があればある程度、樹高で土地、土地の生育度が表されている、という観点で、我々は樹高を生育度の指標として考えて、データを作成させて頂いております。

(委員)

私が何を問題にしているかと申しますと、どれだけの労務者が働いたかということよりも、結果としての森林がどれだけ生育したかということであり、ポイントは変わらないのです。それが樹高であるなら、樹高はいろいろな意味を表すと思うのです。ヒョロヒョロの木ばかりがあって、それが果たして売れるのかということ、実態としてそうではない。そこを考えると、実際どれだけの手入れがされて、売れる材になっているのかがなかなかつかめないで分からない。

これは今だけの現状ではなくて、今後公社の林をどのようにしていくのかという時に、現場の森林の状況を判断しなければならないと思うのです。今まで労力がかけられなかったものが、これからかけられるのかということと当然難しい。そこを考えなければ今後を決められない。一体、実状はどうかのかが良く分からない。数字上はこのように出して頂けるのですが、その数字が現場の実態と随分違うこともあるので、本当のことを知りたいと思ったのです。それで前回見せて頂いたのが、公社でいえば中くらいの所だったということなので、できるなら余り良くない状態の場所を見せて頂きたいとお願いをしたわけです。現状をちゃんと見ない限り、この後が決められないのではないかとこの点でお願いした次第です。

(委員)

生育度、生育状態をどう理解するかということですが、頂いた資料での地位級、すなわちその土地の持っているポテンシャルは、樹高で表わされるというのはそのとおりです。どんな育て方をして、上層木の平均樹高をとったら、そもそもその土地が持っているポテンシャルに規定されて同じような高さに成長するということです。その規定因子は、土壌、雨量、標高、南向きか北向きかなどいろいろあるわけですが、成長予測樹高曲線を描いて、土地のもつ潜勢力をクラス分けして森林計画に用いているのが「地位級」です。だから、樹高というのはこの持っているポテンシャル、20年経つと何メートルで、50年経つと何メートルというのは、植える前から分かっていることです。造林地の生育状態、管理状態を示しているものではありません。

むしろどういう目的の林業をやり、どれくらいの太さのものを林分当たり何本、どれくらいの蓄積量で推移させて育てるかということが大事で、施業というものはこの中身のことをいう用語です。そして問われるのは、林業公社はどのような施業をしてきたのか、その目標に沿った森林状態を実現しているのかということではないでしょうか。

ある帯状の林で、同じ樹種を同時に植えて同じ手入れをしていても、木の高さは10年、20年、30年、どの時点でも、植栽地の下の方の方が明らかに上の方のものよりは高いです。養分の持った土壌は上から下に流れますので、下の方が成長が早いわけですね。また、人工林では林分の成長に伴っての密度管理を除伐や間伐でうまく行っていかなければ、最多密度曲線に乗るようになってしまえば、あまりにも競争関係がきつい状態に陥って共倒れ型の林分になります。風害、雪害や害虫に弱くて共倒れになりやすいのです。そういうことにいまの造林公社の山の生育状態がなっていないか、実際に共倒れの被害が発生していないかというチェックが必要ではないでしょうか。

もう一つの施業内容チェックのポイントは、市場の変化との関係です。借入資金を



入れてまで林業をやっているわけですから、市場性への対応をおろそかにはできないはずで

ずです。世界最高の育林技術を誇る吉野林業は、80年から100年の長伐期で、ヘクタール当たり8千本から1万本植えて集約な施業をしてきました。早い時期からの枝打ちや間伐を繰り返し行います。年輪幅が狭くて均一、そして木香がよい吉野スギは、とくに酒樽用の樽丸生産をめざして発達してきたものです。また、樹藝の域に達している京都の北山林業も密植・多間伐で、床柱生産という目標を有して発達してきました。床柱は丸太のままで使いますので、下の部分が太くて上が細くは見苦しく、使い物にならない。このように、各地のいわゆる有名林業地の林業は、もともとは、施業目標と施業内容をもって発展してきたのです。

戦後段階で、造林補助金行政とともに全国規模で造林地が広がりますが、日本でマニュアル化しやすく普及しやすいのが、スギ・ヒノキのヘクタール当たり3千本植えました。そして、外材とも競合しない、芯もち柱を生産するのが一般的な施業となりました。節の少ない10.5cm角の柱材が多く採れるように伐期を設定し、間伐をし、枝打ちをしてきたのです。単木をそのような目標を持った成長のさせ方をしてきたのです。

林業技術の一番の中身は間伐技術であり、コストをかけての育林業であったといえるでしょう。しかし、酒樽材や、床柱や、そして無節の柱材が特段の価格形成力をなくした現在、施業目標と枝打ちや間伐の作業との関連、施業のそもそもの意義・内容が問い直されねばなりません。なんのための枝打ちか、なんのための間伐かという問い直しです。こういう意図で施業してきたが今はなかなかうまくいっていないとか、いや、これだけは今後もやる必要があるとかいったやりとりがあれば分かりやすいのですが。

#### (造林公社)

滋賀県造林公社の方は8令級から9令級、びわ湖公社の方がだいたい5令級から7令級といった状況です。滋賀県公社の方は相当な令級になっているので、保育間伐としては最終の時期ととらえています。当然両公社とも、今の経営改善計画の中で柱材を生産することとしています。それぞれの場所の地位によって太り具合は変わりますので、当然一つの山でも谷筋から尾根までは径級にかなりの開きが出てきます。それらの径級によって最終段階の木の大きさ、太さによって密度管理をしていくということです。

滋賀県公社の方では、今 委員がおっしゃいましたように、間伐を重点に保育をしております。間伐と共に、北の方では、熊とか鹿などの被害があるところについては、間伐をしながらテープを巻いて獣害対策を講じながら間伐中心の施業を実施していく。びわ湖公社の方は、5令級から7令級と最も保育の中で重点的に除間伐を中心にやらなければならないという林令になっており、除伐、間伐、枝打ち、そして獣害対策を中心に保育施業をやっています。

まだ5令級、6令級の木に対しましては、初回の間伐という時期でもございますので、それぞれの令級に合わせた施業に優先順位を付けて現場の状況を睨みながら保育施業をさせて頂いているという状況でございます。

これで十分答えになっているかどうか分かりませんが、要するに最終目標はそれぞ

れの地位によりますが、概ねヘクタール当たり800本ないし千本くらいになるかと思えます。それは場所によりまして、最終の本数というものに開きがどうしても出てきますので、そこを目指した間伐を中心とした保育施業をこれからも引き続き務めていきたいという考えであります。

現状として、間伐を早急にしないといけないという所もありますし、まだ間伐をして間もなく今後何年間はそのままの状態でよいという所もあります。びわ湖公社の中には、除伐を早急にしないといけないという林分もありますが、ほとんど林分が安定し除伐は要しない、何年後かに間伐をしないといけないという状況の林分が特に幅広く存在しています。これからも引き続いて、それぞれの現状に合わせた施業をしてやる必要性があるという状況です。

ですから、なかなか一概にこうであるというようなことは難しく、特にびわ湖公社の方は保育途上ですので、そういう方向にあると思っております。

(委員)

よく分かります。ただ、今のお話を伺っていると、順調に手入れをされてきたかのような感じがするのですが、特に滋賀県公社の方は間伐が最終の時期に来ているということは、既に最低でも1回、もしくは2回の間伐が全て滞りなくされていて、最後の3回目の間伐の時期に入っているという理解でよろしいのでしょうか。

(造林公社)

特に滋賀県公社の場合、湖北や湖西では、昭和56年や59年に豪雪被害を受け、そういう時に折損とか根返りとかの被害を相当受けまして、激甚災の災害指定を受けました。そういうことで自然的に本数が減っているということがあり、湖北の方では純粹な意味での間伐ではなく、自然減があります。当初北部の植栽本数は2,500本だったのですが、そこへ56年に豪雪の被害を受け、自然減がありますので、回数的に沢山の間伐はしていないという状況も部分的にあります。

そして除伐の中で、そうした不良木なり劣勢木などの造林木の伐採をするような形でやってきました。特に湖東とか南部の方でしっかりと間伐をやらなければならないという状況にあります。

(委員)

5-3-4(参考資料)の表を見ますと、鳥獣の被害が多くて、その防除のための事業が年々増えているわけですね。これは、全体でかなりの被害があって、そうされているのですか。

(造林公社)

平成の初めの頃から、クマの皮剥ぎ被害が湖西地域を中心に発生し、私どもの公社営林地はもとより、一般の民有林でも被害が出てきました。その地域で一体となって、クマ対策協議会を立ち上げ、地域でいろいろと対策を検討したという経緯があります。

私どもも、皮を剥かれて枯れたところも部分的にあります。その事前対策として、

平成の初め頃から相当のクマ対策をやっており、両公社合わせて数億円くらいはクマ対策に使っています。

今は、シカ被害がどんどん増えており、クマよりはこれからはシカ対策の方をしっかりやっていかなければと思っております。

(委員)

せっかく木を育ててもやられたら終わりですからね。動物の被害は、だいたい公社営林の何パーセントくらいですか。

(造林公社)

何パーセントということは申し上げにくいですが、クマ対策を講じたのは、多分滋賀県の中で公社が一番早いと思います。テープ巻きも京大の演習林まで出かけ、対策としてどういう方法が良いかを教えて頂き一番に取り組んでやりました。全面的にその林分が被害を受けたということではなく、部分的にやられているという状況です。そういうものは間伐で伐っていますので、面的にクマやシカなどの獣害でダメだという林分は、ごくまれにあるかもしれませんが、全体としてはそう多くはないです。

(委員)

資料4の11ページですが、造林公社の造林と水源かん養の効果ですが、これは洪水緩和とか、水資源貯留機能、あるいは水資源効果というふうに説明を頂いているわけです。13ページの当初の水源かん養機能の見込みということで、昭和41年に県造林公社の設立構想で、ここに当初の水源かん養機能が記載されているということです。

先程から委員からも、農林漁業金融公庫や国の林業政策についての指摘がされましたが、国の姿勢として当時はあくまでも森林資源としてであって、近年CO2の問題、カーボンニュートラルの問題を付け加えてきたということではないか。ちょっと言い過ぎかもしれませんが。従ってこれは区分けをするというか、けじめを付けなければ、なかなか議論が難しいのではないかと。

今後の問題については、森林の環境保全に対する大きな役割は大いに理解をしていますし、我々もそういうことを推進していく組織の役員もやっていますが、今日まで国は、この問題は資源の問題として捉えてきたところに問題もあります。また、国家政策の一環として、一定の定見を持った、資源としての捉え方であったというような解釈をするのではないかと私は考えます。

(事務局)

今の委員のご指摘についてですが、後の論点の方にもありますので、それについてご議論を頂ければと思います。

ただ13ページにありますように、この県公社の41年の設立構想でも、当初の設立構想でも、あるいはびわ湖造林公社の設立構想でも、やはり水源かん養の機能を大きな公社設立の目的としているということは、構想そのものにも掲げております。

例えば今申し上げました事業構想も、チューブファイル(参考資料)にあります

のでまたご覧いただければと思いますが、「近年の京阪神は勿論、県内進出の諸産業の著しい発展により、琵琶湖に依存する水の需要度は著しく増大し、今後ますますその量は増加する傾向にある。このためには、琵琶湖に流入する河川の水源を早急に造林し、森林の持つ保水機能を高度に高める必要がある。河川の上流にダムを造ることも保水の面で考えられるが、森林の持つ有機的な作用によりこれを果たそうとするものである。」というように、基本的には水源かん養というのは、少なくとも設立構想では、それ自身を正面に捉えております。

それと別に隠れた意図はあったのではないかという議論も前回にありまして、それは後ほど論点にも出ておりますが、構想にはそういうことが書いてある、ということのみは申し上げておきたいと思っております。

(委員)

経理会計と財務会計の違いがありますが、財務的管理からいけば、当時からそういう思想があるならば、全くこの造林公社の過大な借入の問題の論点が、全然違ってくるわけですね。環境という面に軸足を置かなければ。

崇高な理念といえば、例えば企業においても定款がありますが、定款というものはいっぱい書いてあります。いろんなものを包含しているだけで、本当は別だということが強いのではないかと、私は受けとっています。そうでなければ、この問題は起こりませんから。

(事務局)

滋賀県の場合は、水源かん養機能という意識はかなり高かったと私は思っています。やはり下流府県が、県造林公社の社員になって投資をしてきたというのは、やはり上流県の水源かん養機能に期待をし、滋賀県にそこをよろしくお願いしたい、ということがかなり強かったと思います。

ただ、これは分収造林制度でやったわけですから、業として成り立つことが当然なのですが、そういう公益的機能というのは、特に滋賀県の県造林公社、びわ湖造林公社については他の県に比べたら相対的にウェイトが高かったのではないかと思います。水源かん養機能というのは、最近またウェイトが高くなってきたというのも事実ですが、その当時から、特に滋賀県については相当ウェイトがあったのではないかと考えております。

今、下流と特定調停をやっている中で、本県が下流に主張する時の議論の出発点が、そういう問題に収斂されてきます。そういうことを考えますと、全て先程の利回りだけで解決できたのかということとそうではないのではないかと思います。

(委員)

事務局のおっしゃることも良く理解していますし、そういう役割、ミッションがあるわけですが、ただそこに利点を置くと、造林公社としての気づきといいますか、プロセスチェックをするということと違ってくる。

造林公社として環境対策なり、もろもろの浄化機能なり、あるいは保水機能という

のは、国全体なり下流府県なり含めた、利子の付かないもっとグローバルな財務的な管理をすべき、という指摘をあれば、これは一つの論旨として発展的に言えるのですが、どうも必ずしもそうではない。

(事務局)

先程言いました3.5パーセントは極めて相対的なものであって、昭和40年代では金利は7%、8パーセントであり、その時の3.5%にわざわざ利子補給を国がやって経営を維持したということには意味があったと思うのです。それが、いつの間にか低金利になった時にも主要な部分は3.5%だった。もちろんだんだん下がってきますが、借換えの施業転換資金の制度ができてくるのもかなり遅かったわけで、財政投融资の対応は遅かったのではないかと思うのです。後追的に金利を下げたいこうとはしているのですが、巨艦のためなかなかうまく舵がきかない。そうすると3.5パーセントが高金利になってしまうということになるわけです。今、我々が全国の仲間とやっているのが、そういうところで、低金利資金による繰上償還を求めています。

社会のトレンドに制度がついていけない。国も地方も含めてですが、機動性がなかったということは認めざるを得ないと思います。

(委員)

森林は人間にとっていろいろなプラスの働き、機能を持っているのですが、機能それぞれは実に曖昧なところがあるものです。全体としての一つの存在が森なのですが、諸機能を束ねている曖昧なところにむしろ意味があって、一つ一つの機能を切り離して、機能だ機能だということバラバラにしてしまうと、森林のありがたさがどこかへいってしまうところがあるのです。水源かん養という機能も厳密には計測できない面がつきまわっていて、機能別目的管理はやりにくい。工場生産での品質管理のようにはいかないものです。しかし、森を造成保全し、修復していくというのは誤りではないでしょう。どのように表現すればよいか分からないのですが、森づくりにはそういうことがつきまわっているのですね。

だからこそ、こういうものを融資という形でやって良かったのかということが一つあります。

それと、曖昧だから都合良く、我田引水的に解釈して、融資の受入もそうですが、いろんなことがやられてきた。時点、時点でチェックすること自体は大事なことでして、水源涵養機能について事務局でしっかりした文献を引用して的確な資料をつくっていただきましたので、この資料をみなさんがどう読まれるか、知りたいものです。前回申し上げていますので繰り返すことはないのですが、水源かん養機能というのは森そのものの取扱いでいろいろ変わるわけで、針葉樹か広葉樹かといった2項対立的には論じられないものです。

どれほどまで森には水源かん養機能があり、そしてこのようにお金を注ぎ込んで森づくりをするという意味があるのかどうかということですが、薪炭林が自然林に戻っていく過程にあるものを皆伐して拡大造林をし、その際土壌もかなり攪乱してスギ、ヒノキを植える。スギ、ヒノキも年月が経てば水源かんよう機能を発揮することになるでし

ようが、琵琶湖総合開発の時のうたい文句にあるような、これほどの大義名分を唱えることができるものなのか。皆さんどうお考えですかということです。自然林を伐って、スギ、ヒノキに変えたからといって、水源かん養機能がそれだけ高まるのかと疑問に感じている人も多かったと思うのです。

(委員)

県議会の議事録を読んでいたのですが、本当に再三言われていますが、水源かん養はもちろん大きなファクターで第一の場面に来るのですが、それだけではない。まずは木材を生産し、雇用の場を創出し、山村の振興を図るといふ、単純に言えば、最終的に分収金が山村に落ちるといふところまでです。議会のやりとりを読むと、それが本当に全てセットであったといふこと、議会も県をおしたるように進めてきたといふことが良く分かりました。

あの時代では、やらないといふことはできなかったのだらうと思います。また何度もここで出ているのですが、昭和40年代に各公社が全国で始まって、滋賀県でも始まった時点の社会情勢としては、本当にやらなければいけないという状況だったといふことが良く理解できます。

やはり問題は、早い段階からこの期待できる効果が全部崩れていくといふのが見えている中で、誰がどう止められたのか、誰が見直しのストップをかけられたのかといふことです。残念ながらこの議事録では滋賀県の公社ができる38年から41年までと、その後びわ湖公社ができる47年48年、50年までとあるのですが、そこから先が無いのです。びわ湖公社ができる時の話には、非常に様々なものが既に狂っているといふことが出ていて、その段階でも誰もストップといふか、これで良かったのかといふ見直しの発言が一言もでてこないわけです。何とか経営改善して、経営改善してといふ話で、今と同じです。

そういう中で、どこかで誰かがこの全体構想がおかしいぞ、というストップをかけるといふことができたなら、いつ頃できたはずなのか。それとも全くできずにずっと来て、ごく最近の包括外部監査がありますが、そこまで引っ張られてきているのか。時間的なものが分からないなと思いました。

また16年度に包括外部監査がありますが、あの報告書はすごく踏み込んでやられていると思うのです。言ってみれば、これをされているなら、この委員会は何だろうと思うくらい、非常に踏み込んで提案もされていると思うのです。

それに対して、監査結果に基づく県の措置を読みますと、これがあの提言に対する答えなのかと思ってしまいます。監査報告では、公社はこのままでは絶対経営は不可能である、しかし森林は公益的なもののため、別の組織に変えて、といふことを提言されているのですが、報告をみればそこが抜けていて、役割を存続させる必要がある、となっていて、その中身をどう変えるのかといふところが、うやむやになっているような感じがしています。これといふのはどういうことなのかといふことが非常に分からない点でした。

(委員長)

お出し頂いている意見の大半が、3番目の主要な論点について検討して頂くことに関わることが出ておりますので、別冊1でまとめて頂きました資料につきましては、皆さんにこういうことである、ということをご理解頂いたということで、ここで閉めさせていただきます。

議事を先に進めさせていただき、議事の3のところ、今お話を頂いたことを項目毎に検討をしていきますので、その中でまたご検討あるいはご意見を頂ければと思います。

それでは、先に進めますが、2番目の日本政策金融公庫からの資料提供ということでございます。これについて事務局の方からご説明をお願いします。

## (2) 日本政策金融公庫からの資料提供について

(事務局)

(資料「別冊2」に基づいて説明)

(委員長)

この公庫から頂きました資料について、おそらくいろいろご意見があるかと思いますが、この件につきましては、先程も公庫融資の問題が触れられていますように、これから個別の論点の中で再度出てくる話だと思っておりますので、この資料についての議論は後にするとしまして、一応、公庫からはこのような回答が来たということをご確認頂ければと思います。

次に、3番目の検証の論点についてというところに入りまして、そこで今まで出てきました意見も踏まえまして、検討を進めてまいりたいと思っております。

事務局の方で、2回目、3回目と主要な事実経過の説明をして頂き、その説明を受けて論議をしてきたわけですが、これまでの意見の中から特に経営悪化の原因は何だったのか、ということに関連したものを中心に、主要な論点を事務局の方でまとめて頂きました。これについてこれから検討を加えていきたいと思っておりますが、最初に資料の内容につきまして事務局の方からご説明をお願いします。

## (3) 検証の主要な論点について

(事務局)

(資料「別冊2」に基づいて説明)

(委員長)

今までのこの委員会で、論点として検討してきましたことを整理していただいたわけですが、先程見て頂きました公庫からの資料も含めまして、ただ今の資料3に項目毎に上がっておりますこの内容について、ご検討頂きたいわけです。

ご承知のように、いろいろ論議を深めなければならないわけで、いろんな観点からご意見やご指摘を繰り返してやっていくわけですが、最終的に本委員会としてまとめていか

なければなりませんので、そういう意味では論点整理の項目毎に今までの論議を確認して、委員会の認識としてこれで良いのかどうかというのを整理しながら進めていきたいと思えます。論点を資料に若干縛るような形になるのですが、ご協力お願いできればと思えます。

それとも一つですが、これは事務局と打合せをしている中で、事務局の方からご指摘があったことで、私も感じることで、例えば公庫の設立時点くらいから、そもそも何故公庫の資金を使って造林をしたのかという、「そもそも論」的な所、もちろんそこにも大きな原因・根源があるわけですので重要かと思えますが、そういうかなり昔の部分についてはこの委員会でもかなり論議をしています。しかし、やはり一番問題になっていますのが、県が免責的債務引受をするような事態になってしまった、比較的最近の部分ですが、実はこのあたりの論議があまりされていなかったという現実があります。その辺の問題点がどこにあったのかとか、状況はどうだったのかということもこの論点整理の中でもう一度検討する必要があるかと思えます。もちろん委員の皆さんもいろいろな所を考えて頂いて結構ですが、今申しましたような時期的に比較的最近の部分にも重点を置いてご意見を頂ければ大変有り難いと思えます。

それでは、資料の5ページの資料3ですが、論点毎で、ここに書いてあることで良い、ということであれば次に進みますが、ここは違うのではないか、あるいはもう少しこういうことを入れておくべきではないか、というような観点からご意見を頂ければと思えます。

まず、木材需要全般についてのところで、ここに書いてあるように2つありますが、そもそも木材需要はどうだったのかということについてご意見などがありました。この部分について取りまとめしていく上で、こういう考え方、こういう整理をしておくべきというご意見がありましたらご発言して頂ければと思えます。

(委員)

自由化された段階で、アメリカとの関係で貿易問題があって、輸出超過という現実があり、その代わりに輸入しなければならなかったという中で、米材を輸入したというような国の政策的なことが一部あったのではないかと思うのですが。

(委員長)

この木材価格や、需要の部分については、予想以上に急速に価格が下がった。その背景に今おっしゃたように国の政策として木材輸入を進めたことがあるのは確かにそうですね。これが見通しを狂わせることを促進したというか、助長したという点ということが当然あるかと思えます。

この辺も指摘すべき項目に入るのかなと思えます。

(委員)

議論を取りまとめて頂いて、分かりやすいと思っているのですが、森林は長期であるという視点から言えば、年代がここに入っていると良いと思えます。議論して分析をして評価に関わってくるのであれば、年代が入れられないかなと思えます。



(事務局)

これは、いままでのご意見をまとめたもので、ご意見はそれぞれの事実に対しておっしゃって頂いています。事実側の方はこれまでに整理をしましたように年代別にしてあります。意見のほうには個別の時代を言えるものもあるのですが、これはいつの時代のこのことであると特定しておっしゃっているものばかりではないものですから、事実で説明をさせて頂いた部分とセットにしないと分からないと思います。また今後整理ができるかと思います。

(委員)

木材の需要の中身ももちろんそうですが、木材そのものが、木材に代わる代替材の進出によって全体が減ってきたということがあると思います。昔はほとんど木で作っていたものが、そうで無いものがどんどん入ってきたということであり、それが大事だと思います。

(委員)

木材・林産物の場合、かなりすんなりと輸入自由化が進んだと思います。農業の場合は、食糧安保論、ある程度の自給水準を維持しておかないと大変なことになるとか、日本固有の文化は農業に根ざしているのだから農業を守らねばならない、と考えている国民が多くいるわけですが、林業になると。

昔の経済は、地域にある物をまず使って、無い物は外から持ってくるという経済だったのです。炭でも木材でも、皆近くにエネルギー源、素材源があったわけですから、山を満度に使っていた。それが一挙に使わなくなってしまった。戦後の全国的な造林政策が効を奏して、現在、木材資源は沢山あり、年々の日本の木材需要のほとんどを満たしうる成長をその資源・ストックが遂げているのに、国内自給率が20パーセントを切る事態になっている。8割は外材輸入です。それでいて木材輸入自由化阻止のイメージはなかなか湧いてきません。木材輸入を急速に進めた国の政策の責任、と書いてしまうのは楽ですが、それでどうなのかとなります。

そんなことも関連するのかということをも1つ申し上げますと、10年ほど前に、住宅の品確法というのができました。住宅建設業者は建てる時に住宅の品質を確保しなければならないというものです。購買者のクレームにちゃんと対処しないといけない、そもそもクレームが出ないようにということで、基準づくりを進展させたわけです。昔、大工さんが家を建てるとなれば、材木の性質を見抜いて、ほぞ穴を現場で刻み、時にはくせ組みも行っていました。施主さんも現場に足を運んで納得しながら建てたものです。自然乾燥過程でのたいしたことのないひび割れなどは、双方が納得していたのです。しかし、生産者と消費者の距離が出来てしまうと、規格的な品質を云わねばならなくなってきます。家屋建築をめぐる文化が異なってきたのです。外材を入れ、人工乾燥で品質管理された材木を用いた、規格大量生産の住宅の方が需用者が安心して選択し出したということです。そういうことに対して、国内の林業側が、流通木材産業界も含めて、遅れをとったということも可能でしょう。

それから、資料3の2番目の方ですが、先程の事務局のお答えだと、柱材を中心に  
して施業するとおっしゃっていましたが、かつてのような柱材生産林業の時代は終わっ  
ています。それに、80年生の林木から柱材をとるとなると割り柱ということになるの  
でしょうか。柱というのは乾燥過程で辺材部分と心材部分の収縮度が違いますから、従  
来は芯持ち柱としてねじれやひび割れを最小限に防いでいたのです。ですから芯を中心  
にして、10.5センチ角または12センチ角の柱を取るという形で、その生産を軸に  
して伐期や植栽密度、間伐具合を決めていた。また、無節材、小節材をつくることによ  
って製品差別化ができ、そのために枝打ちも集約的に行っていました。しかし、クロス  
張りの洋間が住宅の主流になって、見えるところに無節材の柱を使うということがすく  
なくなってきました。価格形成力があつての間伐であり、枝打ちであるという面も有し  
た集約な育林施業体系だったのです。公社造林地の施業体系を意識して見直す必要が出  
てきているわけです。

今日では米材だけではなく、北欧材がどんどん日本に入ってきています。人工乾燥  
をしてきちっと品質管理された単板、ラミナを輸入して、日本の工場で接着剤で貼り付  
けてLVL(単板積層材)をつくり、そこから柱や梁を生産することが急速に増えてい  
るのです。公社の山づくりはやはり柱材生産でいきますといわれても、いろんな柱もの  
が出てきていますから、どんな柱かなと思ってしまいます。

これは公社がせっかく造成した山をどう活かすかという議論と関係する話になりま  
す。少しこのような繋がりを持たせたレポートにして頂きたいと思えます。

(委員長)

この木材需要に関しましては、例えば自由化が進んだ理由を解明することがこの委  
員会の仕事ではありませんので、現実には自由化が進んだという事実があり、また、価格  
が低下し、あるいは市場で必要とされる木材の種類なり、規格なりがどんどん変わって  
きているというようなご指摘、説明をして頂いた部分があつた中で、公社がそれにどう  
対応してきたのかという所がこの委員会として重要なポイントです。

それは全く無頓着でやってきたのか、それに対応するべく何かやってきたのかとい  
うところが検証されなければならないのかと思います。そこについて、具体的にどう  
いう検証をしたわけではないのですが、その観点から、報告では何かまとめていかな  
ければならないのです。

一番大きいのは、木材価格が低下していくトレンドをどう見たかという部分だと思  
いますが、それだけでなく、市場価値を高めるために、あるいは市場ニーズに合わせるた  
めに、どのようなことを考え、いつ何をしたかという観点が検討されるべきなのかなと  
思います。

(委員)

先程 委員がおっしゃいましたように、昔は原木を輸入して、日本で製品、加工  
して売っていた。最近は製品そのものがスウェーデンなどから集成材などで入ってきま  
して、日本の国産材の代替になっていることだと思えます。ますます窮地に立っている  
ということで、委員も先程そういうことをおっしゃったと思えます。

(委員長)

素人目に見ても日本の林業が厳しい競争にさらされていて、なかなか競争力があると思えないような面が多々あるのですが、現にある木をどうするか、その非常に限られた条件の中でどう対応するかということなのかと思います。

これは全て公社で解決できる問題ではないし、とりわけ自由化が進むということは公社の直接的な責任でもないのですが、ただそういう中での対応策がどうだったのか、これについて委員の皆さんのご意見を聞くというよりも、まず事実関係をもう一度チェックしてみる必要があるのかなと思います。

今までの資料の中で、見える形での対応というものがそれほどあったようには思えないので、そこを検討してみる必要はあると思います。

他にこの需要との関係で何か指摘しておくべきこと、あるいは確認しておくべきことはありますか。

(委員)

資料を見ていましたら、滋賀県の木材価格は全国平均よりも少し高くなっていますが、これは質が良いから高いのか、都市に近いから高いのかどうなのか。何か理由がさるのでしょうか。

(委員)

高いとすれば、農家建築との繋がりが強い地域のせいではないでしょうか。農家建築はまだ従来のような部材の使われ方がされていて、それなりの価格を維持しているのではないかと考えます。それ以外ちょっと思い当たりません。ここでの原木市場で良い原木が出ると、マクリヤさんがいて、最後には吉野市場に行き着いてそこで最終的な高い値が付くということが、従来はざらにありました。そういうプロセスからすると、滋賀県のこちらの方が値が低いということになります。高いかどうかという事実をどのように押さえるかということは難しいことです。

(事務局)

高いのは事実で、山元立木価格の資料を付けております。

(委員長)

では、また問題点とか関連することがあれば戻るということにしまして、次に2のところ、国の融資制度、融資造林政策についてですが、この辺につきましては先程もご意見が出ていました。国の融資を中心とした部分について、返済が困難な造林公社に対して何故融資をしたかということについては、先程、論議が出ておりましたが、この辺につきましては、今までかなり沢山、資料にもあるようにご意見を頂いているわけですが、この中で抜けているとか、あるいはここをもっと強調した方がよいとか、何かご意見はありますか。

(委員)

ちょうど昭和40年代といえば高度成長期の時代です。どちらかといえば、国の方が工業、例えば港湾とか道とかを造るための金は公共事業でやったが、それで十分林業は資金がまわらなかったの、公共事業としてやるのではなくて、このような形の仕組みを作ってやった、という面があるのかなと思いますが、本来、私は公共事業としてやるべきであったと思います。民有林に公共事業を行うのは無理があったと思うのです。本当は山を買収して、そこを国や県有林にして、公共事業でやるしかないのではないかと思います、そこまでお金が回らなかったということはないのでしょうか。

(委員長)

おそらくその時点では、まだ市場性があるという見通しがあったのでしょうか。

(委員)

昭和40年代は木材価格が右肩上がり、10年間がずっと続く中では、木を植えて育てたら儲かるだろうということを、社会として思っていたのではないのでしょうか。

ただ、議会の答弁などを見ていると、実際には、山側の考えでいけば、どう考えても林業は儲からない、利業利回りが2分しかない中で、もし我が県の森林だけを考えた時にはこのようなことはしない。下流のために我々はやっているという話が出てきます。一部、当事者としてはそう思っていたとか、そんなに莫大に儲かる話では当然ないということも出てはくるのです。でも、当時、木材として売っていたという期待感とかはあったのではないかと。

(委員)

委員がおっしゃる40年代なり高度成長期の時は、そういう想定なり推測ができるのですが、少なくとも50年代以降はどうか。これだけの多額の債務があり、本来、県も公社も公団も、民間ベースでいけば連結バランスです。知事には問題意識は当然あったと思うのですが、国政策の一環の中でずっと推移してきた。単に見過ごしてきたのではなくて、やはり国からの何らかのメッセージなりが、ここには記載されていませんが、もっと私はあったのではないかと思います。

現実問題として、すでに60年代や平成に入れば、借りても返せない状態だったわけですが、資料にも書いていますように、経済原資のないところに対して貸しているのですが、それは金融の世界から言えば、破綻懸念先か実質破綻です。そのことは一般の方や非金融機関の方でも十分承知なのです。それでいて造林公社がずっとそのまま推移していくということは、国の何らかの支えといいますか政策が必ず何かあったはずで、そこをもっと掘り下げる必要があります。一方で、当然2公社のプロセスチェックをもっとやらなければなりません、ここはやはり外せないところだと思います。同時に、滋賀県の公社だけではなくて、全国の公社にも関わることでですね。

(委員)

そもそも出発点が良いことづくめで、保水事業はできる、民間も儲かる、そして公社も儲かる、そして雇用も促進できる、一種のブームのように始まって、木材価格が右肩上がり、多少はやっていったのかと思いますが、それが途中で事情が変わってきたということで、何故そこでストップができなかったのか。これは基本的にはお役所仕事なのです。転がり始めた玉が走り出したところを止めるということですが、当時、公共団体が破綻するという発想は皆思っていなかったと思うのです。公共団体が絡んでいる事業というのは、必ず何らかの国とか地方公共団体のバックアップがあるから何とかなるだろうということで、ずるずる行っていたものが、最近のこういうご時世で公共団体が破綻してしまうという時代となって、公社はどうにもならないというように進んでいった。多分途中で危ないと思っていた方はおられたと思うのですが、それを止めようという発想は多分無かったと思います。それは役所の仕事の一環ではないのかという気がするのです。積極的に止めた時にどの時点で止めるか、非常に迷ったと思うのです。だからそこまで踏み切ることができず、ずるずると先延ばしになって、もっともっと債務が増えていったという事情があり、普通の民間企業ならおそらく考えられないことだと思うのです。やはりそういう特殊事情というものを加味しないと、こういう背景は理解できないように思います。

(委員)

もう一つは、当然の前提になっていたのがインフレです。ずっとインフレが続いていたから、物で持っておいた方が良いということで物づくりをしていた、資源をつくっていたという面があった。それから政策を、良いことづくめで反対は無いだろうというように、都合良く、うまく作ってきたということがあったと思います。

ちょっと違う観点のことですが、我々の学会レベルではこういう議論もあったわけです。林業基本法ができたのは昭和39年ですが、林業経営とは何なのかというそもそも論があったということです。農業経営というのは市場に対応させて農作物を作って、売って経営をしているのですが、その農業の基盤は、土地改良事業ですが、基本的には公共事業としてやってきた。

ところが林業というのはどうか、ということです。森林蓄積をもってはじめてその上で林業経営が行えるはずのものです。蓄積を維持しながら、伐った分だけ売っていく。いや最初に蓄積がそもそもあって、その1部を伐採販売することから業が始まり、伐採した分だけ造林等で減じた蓄積を補充しておく、それが森林経営であり、林業だということです。森林の林木蓄積や林道などの基盤は、百年、二百年経たないと十分なものができません。だからこの造成のコストと時間をどう考え、だれが担うかということです。自然の賜としての森林蓄積を想定することもできるでしょうし、公共事業的に基盤的な森林蓄積造成をおこなうと政策立案してもいいはずですが、ドイツ林学の中で二百年の論争史があるわけです。森林純収穫説と土地純収穫説の論争です。裸地から出発して投資をやり蓄積ができる。蓄積をすべて伐ってしまえば、また一からの、裸地からの出発です。造林公社の林業経営はそうで、だからこそ時間に対するコストをも払うことになっているのです。前生の薪炭林を経済的にゼロと考えて一旦裸地にし、むしろ地拵えコストを伴いますが、その上に植樹するわけですから。だから林業経営に対して、森林経

営という言葉を持ち出しながらでないとなかなか説明ができないところがあります。

だから、蓄積造成は公共事業的にやるべきだ、その蓄積の上でこそそれを保有した森林経営が経営展開できる、基盤を造るのを融資でやることはおかしいというような議論を学会でも少しはやっていたわけです。それまで造林が可能な限り公共事業として進められてきたのは、こういうところにも1つの根拠をおいていました。そこに、森林造成、育林自体をも融資でやろう、一刻も早く資源造成をしたいという時代が到来します。造林のための制度融資を是非やって欲しいと林業経営者協会は政府に要求していました。投資をして30年ないし40年経つともうけを伴って売れるのだから、是非今資金が欲しい、投資したいと要望し、そのことを当然とする時代が到来していたのです。

それから、今まで資源造成とか水源かん養とかばかり言ってとにかく政策的に森を造ってきた林野庁行政が、産業的政策に乗り出します。林業近代化法と言われる林業基本法がいろんなことで遅れていたのですが、最後は見切り発車的に昭和39年にやっと成立しています。ちなみに農業基本法の成立は昭和36年です。で、林野庁行政はこの林業基本法に依拠して構造改善事業をやり、林業経営の助長をはじめのわけです。しかし、貿易自由化が急速に進んで、それを持ちこたえた年月というのは、ものすごく短いのです。そういうしているうちに、制度融資を受けて投資を増やし、自分らが育林業を近代的経営としてやりたいと言っていた人達が、これは儲からない、大変だということで、退却していきます。撤退しきれなかった人、しなかった人は、造林公社と同じように負債が残って大変な思いをされています。できた制度融資が、林業公社の方に大きくシフトしてきたという経緯です。

先程話したつづきですが、国有林は日本の森林蓄積のものすごく良い所を押さえて、国有林野事業を開始しています。戦前期にありました御料林は、とびきりいい森林資源蓄積を保有していました。国有林野事業は企業会計制度を敷いているのですが、森林蓄積の実体資本を維持するために、独特な「恒常在高法」、そして「後入先出法」を採用して、一種の在庫管理をしています。森林経営、林業経営の出発点および中身が公社造林とそもそも違うのです。その国有林経営も大赤字ということですが。

しかし、ともかく最初の基盤、森林資源を、個別経営でも良いし地域資源として考えて地域経営を行っても良いのですが、公共的につくっておかないと経営展開を期待することは出来ません。

十分説明できたかわかりませんが、ストックとしての森林蓄積をある程度持つということが大変大事で、今曲がりなりにも何百万ヘクタールにわたってスギ・ヒノキの凄い蓄積を日本林業は持ったわけです。ある意味、世界的に奇跡的な形で人工の森林資源を造成した。なんとかこの蓄積を維持しながら利活用できる経営形態を創り出せないものかとおもいます。利用する方から資源を捉え、地域林業や木材産業がいろんな形でつながって展開していく、片方で森林基金や森林環境税で収入補填をしながら、多様な資源を維持し、地域に木材供給できる森林経営体を流域に一つずつぐらい創っていく必要があるのです。こんなに負債を抱えていなかったならば、今こそ林業公社の出番なのかもしれません。こんなに負債を抱えていては、一度身を綺麗にしないとイケないのは当然ですが。せっかく造った資源を使われないで荒らしていくというのは知恵がなさすぎます。このにっちもさっちもいかない状態を知恵を出し合っただうにかしたいもの

です。

(委員)

委員の先程の資料4をどのように考えるのかということと、今の国有林の話聞いて考えさせられました。基本的に一般の方と話をしていると、「森林にお金を使って何が悪い」という考えを持っているのも確かで、国の財産として、森林とか緑にお金を使うのは当然だという感覚です。

そのような国民の感覚の中で、専門家が本当にこれで良いのか、これだけ赤字で、このような融資が良いのかと言っていたということが、制度的に聞き入れられなかったとか、その効果がどうだったのか専門家の方がいろいろ言ってくださっていたにも関わらず、そうならなかったということを教えて頂きました。前回参考人のお話を聞くと、やはりお金がかかる、当たり前だとおっしゃっていました。

前にもそれは公共事業ではないと言われましたが、やはり、森林とか緑というものは公共のものという考えがあるもので、公共的に考えるという発言になってしまいますが、その前提を説明した上で、公共的な事業でお金がかかる、集めた税金をそこへ投入されている。こんなにかかるけど良いのか、ということは国民に問いかけないといけない事項であり、その説明の上で、そのためにこれだけ借金を作ったと、謝りがいると思います。

また、そんなにお金が無ければ、皆で山に入ればと考えていたのですが、小学生から中学生からみんな一緒になって木を植え、いやだったが夏の盛りにみんなで木を伐ったという話もあるくらいで、みんなで体を動かして守っていたという例もあります。今の流れとして、本当にお金が無ければみんなの力がいらぬというようなメッセージが必要ではないかと思えます。

(委員長)

今の話を聞いていまして、先程冒頭で 委員や 委員の話もありましたが、融資そのものの問題とか、公庫を使った融資の仕組みの問題点というか難しさをどの程度のトーンで言うかが問題です。むしろ問題点と言った方が良いのか、もっと言えば間違っていたのではないかということですね。どういう表現にするか、最終調整をするにしても、そういう点で言いますと、この資料のとりまとめの中で、主要な意見にアンダーラインを引いて頂いておりますが、やはり公庫は貸すにあたって、金融機関としての責任というのは一定程度果たすべきであって、それは国の政策の一環かもしれないが、本来融資にそぐわないものに貸していたという責任については、やはり指摘せざるを得ないのでしょね。

(委員)

資料の1ページの日本政策金融公庫からの資料で、「林業公社への貸付けに当たっては、経営森林の実態、事業計画の妥当性、償還の確実性、都府県の林業公社」、こんなことは子供みたいな話で、事業計画の妥当性、償還の確実性というのは、金融的立場から言えば、もっと掘り下げた経営状況、財務実態、将来予測、加えて返済や回収原資

の確実性等の説明が必要です。まさにそのようなことは検討していないはずで、国策で実行してきたということが正直なところだと思います。これは一般論としてのことですから、答えになっていないということです。

さらにこれを、このような表現でやむを得ないということやっていたとすれば、長いスパンの借入の場合、いわゆる中期的見直しというものは当然あるわけです。そこで資産の再評価を必ずやるわけです。一体、農林漁業金融公庫は途中でそれをどうしていたのか。事業の再見直しをしたのか。やった、国と話をしたということになるのかもしれませんが、そこが全く話にならないところです。

貸し手側というか、国の無責任とは言い過ぎかもしれませんが、非常に曖昧なファジーの状況の中で、この政策融資が流れてきたのではないかということが想定されます。

(委員)

専門的な立場でチェックをしなければならぬという社会的使命を一番持っていたのが、金融公庫の担当者だったのではなんでしょうか。

(委員)

そうです。一番大事なところです。

(委員長)

委員からご指摘があったように、公庫としては貸したらそれっきりでなくて、一定のところではチェックをちゃんとやられたのか、やられていないのか。その辺については具体的に資料等で確認はしていないのですが、何かできますでしょうか。

(委員)

途中で公庫がこれはいけないと、突然使命感をもってやればどうなるのでしょうか。そうなれば潰してしまうのではないのでしょうか。それかもっと高い金利で金融機関から借入れをすることになるのですか。

(委員)

途中で問題が出てくれば、農水省などの関係機関と協議をして、そして国会で討議をするということになるのでしょうか。そうあるべきだと思います。

(委員)

政策はいろいろ選択しながら時代の流れを受け止めて変化させながらやるものですが、資金を健全な形で運用しなければならないという立場は、金融公庫にとって、専門家的立場から一貫していたはずのものです。一般企業が倒産した場合、この投資は適切だったのかどうかということも事実に基づいてチェックをしていくのですよね。融資者に返す必要がないとか、残った財産を分配するとかですが。



(委員)

民間金融機関には、当時は大蔵省の検査があって、資産査定をして厳正、厳格に見られるわけです。今であれば、金融庁が来て、場合によっては業務改善命令を出して、頭取は辞任して、そして公的資金を投入するというのが一般的です。しかしこれは埒(らち)外になっているわけです。従来の郵政省の郵貯もそうでしたが、政府系金融機関は全て横に置かれています。だから、国家施策としてもっと高い次元で判断すべきなのです。

(委員)

国家施策として、一般的に緑は良いということを書いていたら、どんどん注ぎ込まれる。それを、先程言われてようにストップをかけたらどうなるのかという話になります。

(委員)

どんどん注ぎ込むというよりも、先程も申し上げたように、農水省なり、関係省庁がメスをもっと入れるべきだったということです。これは全国にまたがっていますから。

(委員)

全国に造林公社はいっぱいありますが、こんなに踏み込んで議論をしているところはありません。全てが問題先送りなのです。そこでですが、ちゃんとしたものを、しっかり主張すべきことは主張するには、どのような裏付けをすれば良いのでしょうか。

(委員)

これは、これからの論議でもあるでしょうが、我々の滋賀県の造林公社の問題としてのプロセス上の責任体制と、やはりマクロ的に言えば国家施策についてのこういうところについて、我々として極めて疑念を持たざるを得ないということです。表現はいろいろ調整をして頂ければと思います。そういう2つの観点でこれは答申すべきでしょう。

(委員長)

融資をした金融機関としての公庫の責任、チェックを含めた責任と、それから公庫自身も国家政策の中でやっている観点からすれば、監督官庁としての農林水産省の責任があるのではないかということですか。

(委員)

おっしゃるとおりです。

(委員)

その点に関しては、造林公社は民間だから監督責任はないということを林野庁は常

に言っています。

(委員長)

形式論はそうなります。

(委員)

しかしそれは世間では通用はしないですね。

(委員長)

そういう形で政策な問題を指摘されたときに、形式論で逃げてしまうところはあるのですが。もし仮に公庫が金融機関としての十分な義務、責任を果たしていないとすれば、農水省が公庫の監督官庁であるわけですから、そういう意味での責任は当然あるわけですね。造林政策そのもの以前に、関係組織というか外郭団体に対する責任と問いましか、そういう面も当然あったのかと思います。それも果たしていない。

(委員)

最近の国と地方の関係、大阪府の知事がやかましくやっていると思いますが、最近なら通らない話です。現下であれば、債務保証であれば借入れはいらないと主張する可能性大だと思います。しかし当時はこれが一般的な状況だったのでしょうか。中央から言われれば当然だということで来たのでしょうか。だから当然だということは、逆に最終的にこちらサイドもやはり国が尻を拭くのだというような契約関係があったようにも見えます。

(委員)

公庫は植林の費用を貸していたのですが、その後の管理費も金利も金融機関は貸していたのですね。どんどん膨らんでいくというのは、その返済金も含めて全部貸すわけですから、ずっと借金は膨らんでいくわけです。普通は、管理費や金利は県からの補助金等でやるべきであるのに、全て借入れているので、お金だけが回っている。お金を借りて投資をして、管理費や金利までも貸してもらい、それを繰り返すことによって膨らんできたということで、そういう意味で言えば、金融機関の責任というのはあると思います。県が保証をしていたからこそ貸し込んだという意味で。

(事務局)

今のお話ですが、県の公社の場合は、金利分について、あるいは人件費などの純粋な管理費については、県の貸付金なり、下流の貸付金です。

(委員)

説明が不足していましたが、全て借入れでやったという意味です。

(事務局)

滋賀県の場合は、管理費などは公庫や民間金融機関からはスキーム上借り入れていませんが、他の県は公庫と同じくらいの規模で民間金融機関から借入れているところも一部あります。こういう問題が顕在化するまでは民間の地方のトップバンクくらいと話をして、かなりの額を借りている県もあります。そのようなところが、このような問題が出てくると、県の損失補償を付けても貸してくれないということを聞いています。

公庫はそこまでは行っていなくて、政策金融機関なので損失補償が付いていれば今でも貸してくれますが、民間金融機関から借りている県は大変困るという状況が起きている。貸しはがしというか、新規は貸さないということになっています。

損失補償が付いているというスキームでスタートしており、公社が返せなくなったら最後は親元の県が面倒をみますというスキームで40年50年やってきているという当初の設定が、民間金融機関にも当てはまり、民間にも他の県では損失補償をしているわけで、それは公庫であろうと民間であろうと最後は都道府県が責任を持ちますという形で起きているのです。だから、そこに貸し手の方も安心があったらろうし、借りる方も親元の都道府県に迷惑をかけることはないだろうということで、損失補償を付けてもらっても、まず発効することは無いだろう、という感じで進んできたのかもしれない。やはり、地方公共団体がちゃんと最後は後ろに控えているという、大きなクレジットがあったのではないかと思います。

(委員)

結局そうこうしているうちに金融公庫は逃げのびるのです。確か30年くらいで償還が終わるのでしょうか。最後はみんな県の方に債務が移る。農林漁業金融公庫からの手も離れるのでしょうか。

(事務局)

償還期間は例えば35年とか50年とかですが、いずれにしても木を伐る前に償還が始まるということが全国的に起こっています。本来なら木を伐って返すというスキームだったと思うのですが、長伐期になっているし、返せないけれども約定償還時期は来るということで、そのお金を工面するために県がお金を貸し、公庫の償還金を手当したということです。それは本県もやってきたことです。

(委員)

35年から償還をするということだと、これから全国的にあまり借入はありませんので、金融公庫の手から離れていくということです。

事務局をお願いをしたいのですが、結局林野庁はどのような手を差し伸べているかという資料を整理してもらえないでしょうか。

(事務局)

用意させていただきます。

林野庁はこの問題が顕在化してから、一生懸命問題を正面から捉えて頂いています。しかし、やはり債務に直接何か手を入れるとはできませんので、例えば抜き伐りをした

時の補助金とか、将来に向かって何か手を打った時に補助金に入れましょうという形で、ここ数年間は明らかに手を打ってきてくれています。

ただ過去の債務に対して、何か直接助けるということはありません。

(委員)

一般的な林業不振対策もありますから、それへの助成策は別にしまして、造林公社への公庫融資問題に対して何らかの手を、どう受け止めてどのようにさしのべているかということです。

以前私がかかわった造林公社問題委員会では、伐期を長伐期化してその間の金利を低いものにするという林野庁の支援策が出てきたのですが、それをやればむしろ膨大な金利が累積するというので借りなかったです。最近では借りる公社も増えてきたようで、もうひと味違った提案が林野庁から出されているかもしれません。その辺のところは良く分かりません。よろしく願いいたします。

(事務局)

新しい提案もしてもらっています。これは公庫を通じてですが、もう少し長いスパンで借りられるようなものです。

(事務局)

前に説明をさせて頂きましたが、組み合わせで無利子になるような資金制度を作っています。

(委員)

今の部長さんの民間金融機関からの調達の話についてですが、本来民間からすればこの種ものは全く邪道です。40年50年の貸付は、地方銀行も含め民間の金融機関の役目ではないのです。超長期は、やはり従来の日本開発銀行とか、政府系金融機関の大きな役目があるわけです。

(事務局)

各種の新しい制度については、これまでの会議の中でいろいろな融資制度の導入について説明をさせていただいたのですが、一覧にはなっていないので、また整理させて頂きます。

(委員長)

融資の問題点につきましては、だいたい今ご意見を頂きまして、これまでの論議の中にも出ておりましたので何となく方向性、論点が見えているのかと思います。

取りあえず2番目の融資政策に関連する部分はそれくらいにしまして、次に3の公社造林施策の所の検討に入りたいと思います。

ちょっとここで休憩したいと思います。

(休憩)

(委員長)

3番目の国の公社造林施策ですが、既にいろいろ言っただけに関わってくるのですが、2点整理をして頂いております。

造林政策ですが、社会政策、地域政策、担い手政策、特に滋賀県の場合、琵琶湖総合開発というものがいろいろ関わって相互作用しているのではないかという点です。

2番目は、公社が構造改善対策の中で、森林組合の育成に森林経営として機能し、公社もそれを受け入れたというようなことが上げられております。

この辺の論点整理についていかがでしょうか。

先程の水源かん養については、資料4の中で出ておりましたが、特に琵琶湖総合開発の関わりのある部分については問題になってきました。これでまだ余り検討はしていないは、下流団体の関わりの問題です。責任というのかどうか分かりませんが、あるいは、お金を借りているので債権者でもある。先程の公庫とは違いますが、返せと言われれば返さないといけないのでしょうか、貸した者の責任はどうだったのかということもその辺で出てくるので、滋賀県単独の問題ではないのです。その辺が他の県の造林公社と若干違うところかと思えます。

造林公社が、造林や森林・林業政策ということだけではなく、他の機能や目的を相当詰め込まれてしまっていたということは事実としてあるのかなと思えます。そのことが見直しや方向転換を阻害した、というようなことが言えるのかどうかということです。

(委員)

一般的に聞いた時、詰め込まれた内容は、これ、これがありましたと言われた時に、それは大変でしたねと言うのでしょうか、今の森林の状態を見てどうなのかと簡単にきり返されることだと思います。

だから詰め込まれていない内容がこれだけで、だからできませんでしたとちゃんと言ってもらえれば、良いとは言いませんが、そうなった方が良くと思います。

このようなことがあって仕方が無かったです、と言われるのが一番困ることだと思います。

(委員)

どのように考えて良いのか分からないというのが正直なところですが、水資源とか、水源かん養ということと絡んで、下流が上流を支援する矢作川方式とか神奈川県方式というものが有りますから参考になるかと思えます。

神奈川県方式というのは、下流の受益者から、水道を使うと1立方メートル当たり何円という形で協力金をとって上流の森の保全をやっているわけです。宅地開発などがなされて森林が伐採されることを防いだり、自然林を残すために相当なお金を下流から集めて上流に戻すわけです。森として担保をするために年間1ヘクタール1万円という保全担保費を下流が出してサポートする施策もやってきたはずですが。

こちらの琵琶湖総合開発の方は、琵琶湖総合開発という特殊な、とにかく琵琶湖というものを環境をそんなに考えずに、水がめ機能をも高めるために開発する、という突出した目的を持って遂行されました。神奈川県の場合、環境の方にシフトさせながら、森そのものを保全するというかたちで出てきています。

当造林公社の場合は、水源かん養と言いながら自然林を伐ってスギ、ヒノキに替えている。だから理屈付けがこれだけ違うのかということ意識しながら、その当たりを押さえて頂ければと思います。

(事務局)

矢作川や神奈川県の話など下流が上流に金を支払うということについては、いくつかそのような事例はありますが、それは昭和50年代以降に、流域連携が話題になった時期だと思います。私どもも聞いていましたが、琵琶湖・淀川流域では、下流から上流へのお金がくるしくみという意味では、早くからやっているという感覚で捉えておりました。

ただ今おっしゃったように、流域連携では環境を軸にしたり、水源の森を管理することにお金を入れていると思います。上流に下流の水道が水源地の森を確保するという事例もあります。

(委員)

水源かん養機能というのは土壌条件、それから森林の状態に大きく左右されます。神奈川県方式の場合、下流側にむしろ水源かん養とか豊かな森に対するイメージがあって、だからこうして欲しいという要求をしているわけです。お金を払う代わり要求もできる。合意形成という上流と下流の関係が生まれてきているわけです。

(委員)

別のことですが、下流から借入を受けたのは滋賀県公社で、びわ湖公社の方は受けていないということですね。

滋賀県公社は昭和40年に設立されたが、下流の方でいろいろ水資源の需要があり、琵琶湖は近畿の水がめで、大阪府とか兵庫県で琵琶湖の水を使うから協力したと思っていますが、琵琶湖総合開発は琵琶湖の開発だから、下流団体は関係ないから借入とか出資が無かったと思っているのですが。

(事務局)

まず琵琶湖総合開発という仕組みができるまでの段階で、下流において大きな水需要があって、そのために琵琶湖の開発を進めるための上流滋賀県への対応ということで下流側から造林公社に協力をするという話がありました。

それが呼び水となって、ある程度琵琶湖総合開発の話が進み、それで47年から琵琶湖総合開発が始まりました。琵琶湖総合開発においては、法律によって下流から上流にお金を移す仕組みができて、その一つが下流融資金という50億円の制度で、そのうち一部が造林に使われたということです。琵琶湖総合開発事業資金管理財団に一旦資金

が集められ、それを造林のためにびわ湖造林公社の資金に使ったということです。法律ができて資金の流れが変わっただけで、両方とも下流から資金は出ているわけです。

(委員長)

水源かん養については、科学的、客観的にどうかということよりも、文字通り、曖昧なところを適当に利用して、理屈付けに使ったという感じがしますが、琵琶湖総合開発を下流としても進めて欲しいということは事実ですから、そのために一定のお金を出して話が進むのであればということで、進んだのもまさにそのとおりかなと思います。

そのお金を出すのに、何らかの理屈が必要であるから、水源かん養ということで説明がされたのかなという気がします。ただそういう説明をしてしまうと、今度はそれを進めなくてはならないことになってしまうのですが。

それがやはりある程度、造林ということに影響を与えたのかということが論点の5番目のところに上がっていることです。琵琶湖総合開発が縛りになっていたということが、どの程度あったのか。仮に琵琶湖総合開発が無かったら、もう少し早い段階で方向転換ができたのかという仮説が成り立つのかどうかです。余り関係ないような気もしますが、ただ一つの要素としてあったような気もします。

(委員)

上下流の一体感はできたのでしょうか。ぼんやりで良いのですからおぼろげな輪郭ができれば。ある種の共同体ですから、それはそれで大事だと思います。

(委員)

上下流の一体感ができたから、なかなか止められなかったということですか。

(委員)

そこまでは分かりません。やはり、上流、下流という流域という考え方は大変大事だと思います。

(委員)

琵琶湖総合開発は滋賀県をスルーする場所で、建設省、国が強引に進めてきたものです。それから流域の問題も大阪と京都では大きく違って、私、京都はもっと負担をしてもらわなければならないと思っているのですが、現実それが無いということは、森林の問題と別の問題であると思わざるを得ない。

(委員)

環境ということは、新しい概念で捉えなければなりませんので、これからどうするかという次のステージでの議論であると思います。基本的には、河川法が1997年に変わって「河川環境」という用語が法律のなかに入ってきました。治水、利水と並んで、河川法の中にはじめて「環境」が登場してきたのです。琵琶湖総合開発というものは、琵琶湖を使って水量そのものをより操作可能にする、南郷の洗堰で操作することを第1

の目的にしているわけです。環境への意識を前面に出すのなら、内湖を埋め立て、湖畔堤防と湖岸道路を造り、住宅開発を推進し、自然を分断してきたわけですから、問題がある。琵琶湖総合開発は琵琶湖を単に水がめと考えていたわけです。単なる水ではなく、豊かな水環境の中で豊かに生きる、「共生」という考え方をどう発展させるかがこれからの課題です。水がよりコントロールでき、利便性が高まったから良いではないかと言えるかも知れませんが、やはり建設省、中央主導で開発された、住民がどのような意見を言おうがほとんど聞かれなかった時代の開発だったわけです。

だから、造林公社をこれまでの大きな歴史的流れの中で位置付けはできるでしょうが、これからどうするかとなると、全く違った考えを入れながら設計というかデザインし直していくということが、この委員会の役割ではないと思いますが、必要だと思いません。

(委員)

委員長が最初におっしゃったことで、これだけのお金がやりとりされたわけですから、両者の協約書のようなものはないのでしょうか。

(事務局)

出資の時は、最初の段階で出資をするというものがありますし、それぞれの下流社員の貸付けについては、以前条件をお示ししましたが、契約書がそれぞれあります。

(委員)

それから、先程委員長がおっしゃったようなことは言えませんか。証拠書類がないとなかなか言えませんので。

(事務局)

下流との貸付金契約について、何か別の目的が見えないかということですか。

(委員)

下流は造林だけではないでしょう。琵琶湖総合開発で下流負担が他の目的でも入っていると思いますが、委員がおっしゃったのは、総合的な数字をエビデンス的なものが入っているということでしょう。

(事務局)

まず、琵琶湖総合開発と、そうでない県造林公社での資金を分けて考えないといけないと思いますが、県造林公社は琵琶湖総合開発以前の話ですので、公社に出資をして頂いて、かつ下流社員として下流との貸付契約で造林のために貸すようになっています。

もう一つの琵琶湖総合開発に基づく下流融資金なり下流負担金については、琵琶湖の水位低下の緩和を図るのに効果があると思われる事業にお金を使うということがありましたので、その一つが造林だったということです。



(委員)

全体の額からすれば、融資金の50億円というのはそれほど大きなウェイトではないので、補助金を入れた場合の補助残とか、運転資金のようなものが必要なので、そのためとして、50億を使っていたのですか。

(事務局)

まず補助残というのは最近の話で、最初は補助をありませんでした。

融資には充当率がありますので、全体の事業の80パーセントしか充当できませんとしますと、それについては80パーセント公庫から借りる。残りの20パーセントは下流あるいは県からの借入で手当をする。

先程部長が申しましたのは、他の公社であれば、それに市中銀行を使っているということです。

(委員)

そういう意味では有り難かったのですね。額としては小さくても、公庫からは借り入れられないわけだから、ちょうど良かった。

(事務局)

当時は市中銀行の金利よりも低かったので、意味はあったわけです。

50億円は下流の融資金の総額で、下流の融資金は全額が林業に使われたのではないということもあります。資金の流れについては、以前にお示ししたと思いますが、資料にあります。

公社が公庫のお金を借りるためには、どうしても充当されない部分が必要でしたので、それは大変助かったわけです。一方、途中で資金が下流から借り入れられなくなるのではないかという話があって、大変困ったというのもそういうことです。だから共同水源林整備事業で、100パーセント借入れられるようになったのは、前々回の会議で歓迎すべきことと捉えられたのではないかとお答えしましたが、それはそういう意味があると思います。

(委員)

他府県の林業公社も淡々と借りてやっていたわけで、有り難いことは分かりますが、琵琶湖総合開発があったから、これほどまで進めたという話が案外繋がらない。

(事務局)

ここにも書いてありますが、琵琶湖総合計画と造林公社のどちらがどちらを引っ張ったかという部分はあると思いますが、年間1千ヘクタールの造林というのは相当な量です。造林が終わって平成元年以降、20数年で数千ヘクタールしか植えていないので、毎年1千ヘクタール植えていたというのは相当な量です。それは造林公社の計画が単に琵琶湖総合開発の計画に乗せたからなのか、琵琶湖総合開発のせいで引っ張られていたの

か、どっちがどっちというのがあるかもしれませんが、やはり計画の1000ヘクタールの位置づけは大きかったのではないかと思います。そのため、労働力を確保することに大変苦労してきたということです。

もともと県の造林計画というのは、最初の会議で申しましたが、全部で7万ヘクタールを植える計画のうち、4万ヘクタールを自力で、残り3万ヘクタールを公社で植える計画でしたが、実際は1万ヘクタールから始まって2万ヘクタールになったということがあったわけです。このように造林計画がまずあり、それに琵琶湖総合開発があとから乗ってきたということです。

(委員長)

琵琶湖総合開発と造林との関係の位置付けを明確に説明することは難しいですね。関係があることはわかりますが、このような因果関係があるということをなかなか明確には言えないですね

(事務局)

資料の7ページの下に書いていますように、2つのことがあります。

要は、琵琶湖総合開発が始まるまでに、非常に琵琶湖総合開発をはじめること大きな意味があったことと、琵琶湖総合開発が始まって以降は琵琶湖総合開発計画と一緒に1千ヘクタールを引っ張ってきたという2つのことがあります。

(委員長)

そのような整理しかしようがないですね。

(委員)

びわ湖造林公社と滋賀県造林公社を比べると、後に出来たびわ湖造林公社の方がコストが高くなっているわけですね。それはやはり、無理をして作ってきたということ、もちろん人件費とか時期が違うので、片方が昭和40年でもう片方は昭和48年と時期が違うが、コスト高になったというのは、そういう琵琶湖総合開発で年間多いときで1千ヘクタールを植林するために労働者に来てもらってコストが高くなったというところはあるのかなと思います。

(委員)

前回、私が現地調査をした時のレポートを配布させて頂いたのですが、高めにもらえるので出稼ぎに来た、やはり2割くらいは高かったのではないかと思います。それが良いかどうかは別にしまして、事実としては、呼び水としてあったと思います。

(委員)

最初の滋賀県造林公社の時に、世論と共にものすごい大きな絵が描かれて始まっていきますが、びわ湖造林公社の時には、47年の知事の答弁ですが「木材価格の問題なり、あるいは労働力の問題から十分な実績が出てまいっておりません。」とありま

すが、もう既に始まる当初から様々な問題が、前の7年間の県造林公社の中で出てきているということが分かっているのです。47年は木材価格が上がっている時期だと思っていたのですが、これでいけば木材価格はあまり良くないような話が出てきて、補助率を引き上げたり、いろいろなことをしないと、様々な隘路があって、それを解決しない限り予定どおりに進みませんというお答えをされている。そうすると、本当にびわ湖公社の方は、出発当時からかなり難問にぶち当たっているのだなと理解をしたのです。それと琵琶湖総合開発との関係が私はあまり良く分からないのですが。

(委員)

オイルショックが48年ですが、そこで混乱があって、それでコストが上で下げ止まります。コストが上昇しても造林計画がありますから、年1千ヘクタールを植えた。琵琶湖総合開発計画の絡みの下流からの資金というのは、やはり1割2割賃金を上乗せするというので、大きなことではなかったでしょうか。出稼ぎに来られる方は、少しでも賃金をもらえるからやって来きたわけで、造林事業を活性化させたことに機能したと思います。

(事務局)

第2回会議の時にお出しした資料の中で、それぞれの公社の設立構想の経緯を比較させて頂きましたが、48年のオイルショック以降ものすごく労務単価が上がるわけです。最初の滋賀県公社の設立構想の場合の想定していた事業単価に比べて、実際には滋賀県公社では上がり、その上がったのを見込んで、県公社当初の倍くらいの事業単価でびわ湖造林公社の設立構想を立てたのですが、それよりも遙か上がったということがあり、それで先程委員がおっしゃったことになっています。48年以前と以降では全然違います。

(委員)

労働力を確保せざる得なくなった中で、必ず他の仕事に流れてしまい、季節的に限定されるので戻って来てくれないということが議会の議事録に出てくるのです。そうすると、何とか確保しようと動いていったということが、先程の公社の方のお話ではないですが、ものすごい努力をして、何とか人を確保し、計画どおりという点では多大な努力をされたということを一面思います。その結果として今これだけ大変な思いをしているというところに切ないものがある。

(委員)

大事なことです。計画を立てて、その計画がダメだということで議会の方が降ろしたなら別ですが、計画実行に現場は努力をされてきたということですね。

(委員)

何とかやれ、何とかやれと言われて、必死にやらせたのだらうという想像が付きま

(委員)

滋賀県というのは、琵琶湖が中央にあって、平地が随分あります。都市圏にも近い。いろんな工場が進出してきて、そうすると労働市場が開け、皆が会社勤めに出るようになる。賃金が高くて安定している地域の労働市場が開けるてくる時期に、やはり林業労働者は外から連れてこざるを得ない。そうするとコスト高になってくる。造林計画があって、それを達成するという任務がある中で、現場の方は大変な努力が必要だったはずですが。そこは理解しておかねばなりません。

農林漁業金融公庫の融資の対象経費の算定は全国一律だったのでしょうか。事業費の計上の仕方についてですが。

(造林公社)

多分公社によって違うと思います。私どもの当初の申請の基礎資料というものがあ  
り、ヘクタール当たりの積算があります。

(委員)

例えば出稼ぎだから、これだけ経費が沢山いるとか、そういうものを計上すると農  
林漁業金融公庫から沢山貸してもらえるのですか。多分そうはなっていないでし  
ょう。

(造林公社)

出稼ぎ等で何パーセントか上乘せをするようなことは無いです。

先程のびわ湖公社が極端に、経費が高く付いたということですが、一つは、滋賀県  
公社は労務賃金がまだ安い時期に新植をしていますし、びわ湖公社が始まった時には  
オイルショックの影響で労賃が上がっています。新植そのものが経費の中で大きく占  
めていまして、ヘクタール当たりの後々の保育まで影響します。そういう意味で、び  
わ湖公社の方が大きく事業費がかかったということはありません。

(委員)

他の森林組合が労働組織をし、農林漁業金融公庫からお金を借りてやっているとい  
うことに対して、びわ湖造林公社の場合は、単価がやはり2割くらい高かったと思  
うのです。それが何故可能だったのかということですが。

(造林公社)

それは私どもの積算、事業の設計するにあたる基礎的な因子を持って事業費を割り  
出していますので、そういう基礎資料に基づくものです。

(委員)

そうしないと、外から働き手が来てくれない。

(造林公社)

一方ではそういう労務の問題はあります。

公庫の申請に関しては、そういう点を配慮してということはありません。

(委員長)

そういう努力があったことは、もちろん認められるわけですが、それは一にも二にも造林計画というものが厳然として存在して、それを何としても達成しないとイケないという状況があったわけですね。

(委員)

私はある県で公共事業の再評価委員会の委員をやっていました。アメリカにはサンセット法というのがあって、一定の年月が経って、事業計画が構想した時代と時代背景がズれてしまい、事業も進展していないとき、夕陽の太陽が沈むように、一回計画を降ろす。続けてやるならばそこでもう一度立ち上げなさいというような法律があります。日本は「時のアセス」というものが北海道で倉本聡から提案され、橋本龍太郎内閣の時に全国的なものとなりました。しかし、内容はいたって不十分なものでした。

島根県の中海淡水化計画も、戦後の米不足の時に成立し、その後ずっと降ろせなかった。一回できた官庁の計画事業は、同じ官庁の中で降ろせない仕組みになっているのです。それをチャラにするにはどうするか、その仕組み、システムが必要です。造林計画も大変長期的計画で、いろんな問題をはらんでいました。

(委員長)

そういう点で少なくともシステムとしては、計画を見直すというものが組み込まれていなかったのは事実ですね。だから、今後は必要であるということとはともかくとして、これまではそういう仕組みが無かったからやっていなかったのだというふうに住直してしまえばそれだけの話です。

琵琶湖総合開発計画があろうが無かろうが、見直しがおそらくそう簡単には行われる可能性は低かったと思いますが、琵琶湖総合開発があったから見直せなかったということは結論的に言えないことではあるのですが、見直しが必要だという意識すら生まなかったということはあるかもしれませんね。琵琶湖総合開発計画の中に位置付けられてやっているのだとなった時から、みんなその問題意識が飛んでしまうということはあったのかと思います。

(委員)

大変重要だと思います。計画どおりやっているから良いではないかということ言われているのですね。

(委員長)

計画がより上位計画の中に位置付けられるということ、より大きな重要性の高い計画の中に位置付けられるということは、それだけ計画の正当性が高まっているので、

問題意識が弱まっていくという反比例の関係にあります。

だから、因果関係のところまでは言えませんが、やはり影響があったという点で、当時の人達の意識の中にそういうものがあったということは、何らかの形で触れていく必要があるのかと思います。

あと、前後の項目がきちっとできていないのですが、国の対応の所は既に断片的に話が出ています。国も始めたことに対する後ろめたさのようなものがあって、逆にその事が問題解決を先送りしたり、あるいは問題を深刻化したのではないかという、7ページの4のところ、3回目の意見の中にも出ているのですが、この辺りの認識もだいたいこれでよろしいでしょうか。

(委員)

国有林野事業について、今日説明のあった資料の8ページですが、結局1兆円をこれから50年60年返していくということが、今だに1兆2千7百億円あると読んで良いのですか。長期借入金と短期借入金を足した額ですが。本当は1兆円をこれから返していかなければならないのに、だいぶ年が経ったがむしろ増えていると読んでよろしいのでしょうか。

(事務局)

最初の段階において、集中的にお金を借りて、人件費関係の処理をしていくという、退職金手当などに使っていくという考えがもともとありました。収支差はもともと平成25年までは収支差がゼロになり、そこから利益が入ってくるはずでした。

少なくとも予定よりは借入金の額や一般会計からの繰入金が増えていますので、予定になったらちゃんと林産物の収入が入って、借金が減っていくのかということは、なかなか難しいということではないかと思えます。

(委員)

国の森林経営でもこのような状況なので、ましてや造林公社の経営はもっと大変であるということが言えればと思うのですが。

(委員)

国との共通点は補助金を入れずに長年造林事業をしてきたということですね。ところが国有林は先程申しましたように、膨大な良い山、蓄積を持ち、蓄積を伐りながら蓄積を維持するということできたわけです。

アメリカの金融工学、金融バブルが破綻し、時価主義の会計システムが、健全性というか持続性ということから問題視され出していると聞きます。私はこの方面の専門ではありませんが、国有林事業の経営をめぐる会計的問題をさきほど申し上げました。

それに対して、造林公社の場合は全く財務的内容が無いわけで、簿記上の管理会計に終始しています。その国有林も破綻してしまって、いろんな形で破綻処理をしているのです。たばこ税に1円上乗せして国民に負担を仰いだり、土地処分もやっている。

滋賀県造林公社の場合、どのような処理の仕方があるのかということですね。

(委員)

理解をして頂くためには、滋賀県だけということではなくて、全体的に森林がどういう状況にあって、国でさえもこのようになっているということは、全体的に明記して頂いた方が良いと思います。そうしないと相対的なものになっているので分かりません。何となく滋賀県だけがだめなような、そんなことではないわけです。

(委員)

大きく捉えて、抜本的に対処する政策を出してもらわないと困るのです。処理不可能な累積債務があるから結局動けない。先程も言いましたが、動くべき時かもしれないのに動けない。

考えるに破産というのは意味あることですね。破産という処理を一回くぐるから、もう一度出直しができるのではないですか。だから破産は大事なことだと思うのです。破産処理もできなくて80年も延ばして引きずったら、どうけじめを付けなければいけません。

(委員)

今の委員の話聞いて、8ページの国有林の貸借対照表で、おそらく原価主義か簿価主義か分かりませんが、一応資産が7兆2千億円あり、下の借入が1兆2千7百億円あり、形だけは資産超になっているわけです。けれども実際は、時価会計でいけば、全然話にならないということです。ただ言えるのは、造林公社の方は資産が無いわけです。国の方がましかもしれません。国有林も立木も全て国のものですから。ところが造林公社の方は、所有者が別であり、そういう意味では借入がそのまま造林公社に残っているわけで、差し引きする資産が無いわけです。ただし、木の資産のみが査定の上ですが、若干なりあると思います。

(事務局)

造林公社の場合は、この資産に当たる部分というのが森林勘定です。土地はありませんが、木はあるということです。

(委員)

今おっしゃった新植から育林から管理費と金利も含めて、そこから補助金を引いて森林勘定を出しておられるので、要は係った費用全てが森林勘定に上がっているということです。それを今時価と比べて、今なら搬出する費用が高いから、今やったら伐ったら赤字なので、今現在ゼロでしょうね。伐ったら赤字なわけだから、将来80年経てばまた回復するだろうという前提で先延ばしするしかなかったと思うのですが。そういうのが現状だと思います。

(委員)

もともと日本は原価主義で来たわけですが、ところが日米構造協議、あるいは自己資本の規制なりで時価会計の方にもっていかれました。ところがアメリカはご都合主義で、都合が悪くなってくると今度は一部原価主義を認めようとする。委員が専門ですが、日本公認会計士協会と論議をやっているところです。だから健全性から言えば時価会計主義ですが、健全な実態でいきますと資産が無いのにあったようにあるわけです。

#### 4. 連絡事項

##### (1) 次回以降の予定について

(委員長)

論点の全部について、まだ十分ご意見を伺ってなくて、特に9番目の公社の経営の悪化とその見直しについて、それと10番の県の責任、県や公社の主体性、実際に経営が悪化してきた段階での対応の仕方とかは、一番問題が大きな部分で、検証の中でも一番明らかにしないといけないところに関わってくる話なのかなと思うのですが、その辺りの論議が十分出来ておりません。それで、本日は時間的に無理かなと思いますので、議事進行の都合で申し訳ないのですが、事務局の方では、これを次回に回してもよろしいでしょうか。ちょっと予定がずれてしまいますが。

(事務局)

大丈夫です。

(委員長)

では、当初のスケジュールとちょっとずれた部分が出てくるかと思います。やはりみなさんに意見を出して頂きますと、いろいろなことに関わってきますので、なかなか論点を限定して話をすることが難しいということもありまして、時間が思っていたよりもかかってしまいました。申し訳ございません。

取りあえず論点ごとの論議はそれくらいにしまして、次回以降のことについて検討しておかないといけません。

次回ですが、今日出ました論議でまとめられる範囲までの論点は整理するとして、まだ積み残しになっている部分については次回もう少し論議をするということを前提にしたいと思います。その辺で事務局の心づもりと若干ずれてしまうかと思いますが、次回以降の進め方ということで事務局の方が考えられていることをご説明頂けますか。

(事務局)

(資料6ページの検証のスケジュール(案)について説明)

(委員長)

資料6ページにありますスケジュールでいきますと、次回4月21日には論議の取りまとめの方向を協議して頂くような予定でいたのですが、少し意見のとりまとめ



前段が完了していませんので、1回ずれるということです。

そうなりますと6月16日の後の予備のところにありますように、もう1回くらい必要になるかなという感じで、そのような形でやらざるを得ないのです。

もう1点は、現地視察という形で、前回の甲賀とはまた違った所で、生育状況が違うような現場を見るので、湖北のどこかを視察してはどうかということですが、いかがいたしましょうか。

(事務局)

なお、見て頂くとなりますと時間が延びることになると思います。前回のように10時頃に米原駅にご集合頂き、午前中に見て頂くという形になると思います。全員の方がお越し頂けるかどうかは、あらかじめ午前のご都合を聞いておりませんでしたのでご無理な方もおられるかと思えます。

それと行ける所に限りがあり、本当に悪い所はバスでは行けない所にありますので、行ける所の範囲内で、生育度の下の部分ということになります。旧伊吹町当たりになると思っております。

(委員長)

一応場所の選定はして頂いているようですが、午前中に現地視察をし、午後、長浜で会議を行うというようなスケジュールになるようですが、よろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

(委員長)

お忙しい中、時間を拘束して大変恐縮です。特に現地視察のご都合が付かない場合は無理にはご出席は結構で、午後の会議だけでも結構です。

では一応21日、午前中に伊吹町の現地を視察し、午後、長浜の合同庁舎で会議をするというようなスケジュールとし、会議の内容につきましては、今日の積み残しを中心に行うということで進めたいと思いますので、ではそのようにご準備をお願いします。

それではその他何かございますか。

(2) その他

(事務局)

事務局の方からは特にございません。

(委員長)

委員の皆さん、何かご要望とかご意見はありませんか。

(委員)

造林公社の方にお願いを出来ることかどうかも含めてのことなのですが、本当にお金が無くなった場合、どこまで行けば、こうなりますというのが出せるのかなと思います。今まで論議して来なかったし、山の中でも同じことをお聞きして、「そういうことはあまり話したことは無いです」と答えて頂いてはもらったのですが、一度全くこれをやらなくなった場合、どうなるのかというものを見たいと言えば変ですが、このようなものは出せないというもので一度お聞き出来ないかなと思っているのですが。

(事務局)

お金が無くなった場合に、手入れをしなくなった山はどうなるかということですか。

(委員)

つまり今事業をストップしたら、その後造林した森林はどうになってしまうのかという見通しということですか。

(事務局)

公社の経営のことでは無くて、森林のことでしょうか。

(委員)

私はどちらともだったのですが、破綻しますという話になるのかもしれませんが。

(造林公社)

経営ということは、造林公社のあり方そのものですので、それは大きな課題となります。山がどうなるのかということについては、これは私が常々話をしていることですが、人工的に山を、自然をある意味で壊してという語弊がありますが、人工的に造林をしたわけですから、これはやはり人工的に責任を持って最後まで山の管理は、人間の手によってやっていかなければならない。それはどういう形であっても最後までしっかりと管理をするということが必要だと思います。ただそれが今盛んに言われていますように、複層林とか長伐期とか、最終的に、広葉樹林化しまして、ある程度自然に委ねても良いようなところまで、これは超長期になるかと思いますが、そういう時点で自然に帰していくということが、果たして良いかどうかということが、まだ私はその辺が分かりませんが、やはり最後まで人間が管理をしていくということは、自然に対して必要だと思います。

(委員)

今言ってくくださったように、組織の話と山の話と出来ればどちらともお聞きしたいです。

(造林公社)

もう一つ、山の管理を放棄したらどうなるかということについては、山は荒廃すると思います。

人工林がある程度の本数があるわけですから、間伐もせずに放置するということは、下層植生の果たす役割とかがありますので。

(委員)

委員がおっしゃっているのは、手を離したら荒廃するということですが、その荒廃するというのが具体的にどういうことなのかということが、一般の人にも分からないと思うのです。そこが描けるものならば描いて頂きたいということではないのでしょうか。専門家の方にとっては当然視されていることであっても、一般の方々にとっては、普通の森ではないのかと思っておられると思うのです。その荒廃という意味が、込み過ぎて荒廃しているということですが、普通の意味の荒廃は伐って無くなっている荒廃なので、その辺が分からないと思うのです。

(委員)

少しは報告に載せてもらわなければならないことですが、伐期を延長して80年にしたとしても、主伐というものを考えての話で、その時に主伐収入が入るから、県費も入れながらですが、最後は債務が帳消しになると想定されているはずですが、しかし、現状では伐るに伐れないわけでしょう。主伐をすると、次に誰が植えるか全く見通しがないわけです。伐ったら、それでまた荒廃するという事態があるわけですから、そのところをうまくやる何らかの形の外部条件を入れておくべきだと思います。

(事務局)

これは前回ご説明させて頂いたように、今回の特定調停あるいは経営改善計画の取りまとめでは、80年に延長した上で、今後は手を入れなくて良いような形の森林にしよう、その一つのやり方が列状伐採ではないかと言っているわけです。

基本的に、1カ所を4分の1ずつ伐って行って、残りの所は再生林をせずに自然に下種更新をしたいというのが今の計画です。

(委員)

それが数字としてどうなっていくかですが、主伐が無いわけですから、間伐で収入が上げられたら別ですが、収入の見積というものは、多分随分甘くされているのではないかなと危惧します。

(事務局)

それが、前回お出しをした長期収支の試算です。

(委員)

その試算は誰がされたのですか。

(事務局)

それは公社の方でやったものです。それで特定調停に出しております。

(委員)

それも検証しないとイケませんね。滋賀県は割とシビアにされているので、そうでもないと思いますが、他の県での査定は大変甘いです。収入は、主伐をしないとほぼあり得ないわけです。道からも離れ、遠くて、間伐をするにも大変コストがかかる。その時の収入を前提にしながら、それでも残る負債をおさえておられるのですね。

(事務局)

それで不採算林、採算林を区別したわけです。それで相当な大幅な債務超過になったということです。

(委員)

ここは本当にシビアにやっておられるとは思いますが、主伐無しではそうは行かないでしょう。

(事務局)

一度に伐らないので主伐とはイメージが違いますが、列状に伐採をして4回で伐るという計画です。

(委員)

自然の方に導いていくという。だから三重県が言っている林道から400メートルが200メートル以内の林業展開ゾーンでも、自然林に戻すということで対応をさせるということですね。

(事務局)

採算が取れる所と取れない所について、2とおりの試算をしていますが、林道からの距離、あるいはそれぞれの林班毎の判断で分けた上で、伐って売る所については、今のような形で4回に分けて10年毎に伐って広葉樹林化を目指していくというのが、特定調停に出している考え方です。

(委員)

それは生育が良くて売れる所でそういうことですか。

(事務局)

売れない所は不採算林ですので伐らないことになります。

(委員)

それは、間伐など手を入れないということになっていくのですか。

(事務局)

人工林ですので、最低限の間伐をやった上で、一般の施策に持って行って間伐が出来るようにしようと思っています。公社として面倒を見ないというようになっています。

(委員)

それに対するゾーニングはもう終わっているわけですか。

(事務局)

採算林、不採算林に分けています。

(委員)

水源かん養機能を高めるという点では、下流にどのように説明されるのですか。もう下流は関係なしですか。

(事務局)

今の区分は採算林、不採算林の考え方についてです。水源かん養を考えているから、逆に皆伐はしないと考えているわけです。

元々は皆伐の考え方だったわけです。皆伐で、再造林はそれぞれの所有者がするだろうという考え方でした。あるいは県がしたかもしれませんし、公社は経営期間が決まっていたから、その範囲で公社がしたのかもしませんが、基本的には分収造林が終わった段階では、皆伐で収入を得て、その所有者が植えるということになっていました。

(委員)

広葉樹林があったのを皆伐してスギ、ヒノキに替えたわけですね。その方が水源かん養機能が高まると下流に説明をしてきたわけですが、今度は自然林に戻した方が水源かん養機能が高まりますというようなことは言わないのですか。

(事務局)

そういうことではなくて、皆伐して木が無くなるのはよくないと言っているわけだけです。つまり広葉樹林化というのは、手を入れなくて済むような針広混交林化、広葉樹林化をしていくということで、森林に手を入れなくても木が残るようにしていきたい。広葉樹林の方が水源かん養機能が多いとか少ないとかということから言っているとでは全くなく、そういう議論はしていません。

(委員)

ただ、造林公社の発足時には明確にそれを言っていますね。針葉樹林、人工造林化することによって水源かん養機能が高まる、だから造林のお金を下流から協力頂くと

いう形を作ったのは事実ですね。

(委員)

報告書には、何らかのけじめが必要ではないでしょうか。違った観点でということ  
がなければ、次の施策が打てないわけです。一貫性をどのように処置するのかの問題  
は残るでしょうが。

(事務局)

当時は、先程も見て頂いたように、針葉樹林の方が浸透能が高いと言っていたわけ  
です。そのことについて、今どう評価するか、つまり本当だったのか、どうだったの  
かは何とも言えないところですから、先程の資料には書かせて頂いていないので  
すが、そう言ってきたことは事実です。

公社が特定調停に出しているのは、水源かん養機能を重視する考え方として、皆伐  
ができないことが大前提で、かつ、公社がずっと永遠に管理していくこともできな  
いということがあります。公社が収入を得られるものは得て、債務を少しでも返してい  
かなければならないという一方、水源かん養の考え方では皆伐ができないので、その  
案として考えたのが、先程の列状で主伐を30年かけてやっていこうという考え方  
です。

それは、採算が一応取れる、伐って出したらお金が返ってくる所については、そう  
しようということで、お金が返ってこない所は、木を伐らないで、むしろこれから強  
度の間伐、手入れをしていって、針広混交林化をしていこうという考え方です。

ですから、当初針葉樹林化をしていった方が良いと言ってきたのだから、最後まで  
針葉樹林化をしるということになりますと、そういう意味では一貫していないところ  
があるのかもしれませんが。しかし、まず木を残すということを行っているわけです。

(委員長)

やはり最後は公共事業という話になるのでしょうか。

では、4回目の会議はここまでとして、続きは次回4月にやるということにします。  
今日は長時間どうも有り難うございました。

5. 閉会